

木更津市高齢者虐待防止対応マニュアル

木 更 津 市

木更津市中部地域包括支援センター
木更津市東部地域包括支援センター
木更津市西部地域包括支援センター
木更津市南部地域包括支援センター
木更津市北部地域包括支援センター
木更津市富来田地域包括支援センター

改訂 令和6年6月

目 次

第一章 関係機関

1 権利擁護に関わる専門職について	P1
(1) 市役所	P1
(2) 地域包括支援センター	P1
(3) 中核地域生活支援センター	P2
2 連携職種・制度について	P2
(1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）	P2
(2) 民生委員・児童委員	P2
(3) 人権擁護委員・法務局	P3
(4) 警察署（生活安全課）	P3
(5) 健康福祉センター（保健所）	P4
(6) 医療機関の「医療ソーシャルワーカー」	P5
(7) 社会福祉協議会	P5
(8) 弁護士	P6
(9) 市役所のその他の部署	P6
① 障がい福祉課	P6
② 健康推進課（保健相談センター）	P6
③ 子育て支援課（家庭児童相談室）	P6
④ 生活支援課	P7
⑤ 福祉相談課	P7
3 虐待防止ネットワークについて	P7
(1) 設立経緯	P7
(2) 目的	P7
木更津市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割	P8

第二章 居宅での基本的な対応と様々なスキル

1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応のフローチャート	P9
(1) 相談・通報義務	P13
(2) 報告・情報共有	P13
(3) 緊急性の判断・コアメンバー会議	P13
* 木更津市虐待相談受付票	P15
* 高齢者虐待リスクアセスメントシート	P16
* 支援・対応経過シート	P17
* アセスメント票（本人聞き取り）	P18

*アセスメント票（養護者聞き取り）	P20
*高齢者虐待対応会議記録・計画書	P21
(4) 事実確認の実施	P23
(5) 立入調査	P25
① 立入調査の要否の判断	P25
② 立入調査実施の準備	P26
③ 立入調査時の対応と留意点	P26
④ 警察署長への援助要請	P27
*証票(表裏)	P28
*警察への援助依頼様式	P29
⑤ 面会の制限	P30
⑥ 住民票の閲覧制限	P31
(6) 個別ケース会議	P34
(7) 関係機関・関係者による援助の実施	P35
【成年後見制度】	P35
【日常生活自立支援事業】	P43
【経済的支援】	P44
① 「収入増加」の視点	P44
② 「支出減少」の視点	P44
③ 非課税者と非課税世帯者の理解	P44
④ 生活保護制度の活用	P45
⑤ 不動産担保型生活資金	P46
*「生活福祉資金貸付条件等一覧表」	P47
⑥ 生命保険と住宅ローンについて	P48
⑦ 一時保護施設の具体的な活用	P48
⑧ 介護保険制度に関する低所得者への制度	P48
⑨ 医療保険制度に関する低所得者への制度	P51
⑩ 高額医療・高額介護合算制度	P55
(8) 定期的な訪問によるモニタリング	P55
(9) ケース会議による評価	P55
(10) 計画的なフォローアップ：支援終結の判断	P56
2 分離・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P57
(1) 分離の必要性の判断	P57
*一時保護の要否判断フロー図	P58
(2) 一次分離と二次分離	P59
(3) 長期的分離（二次分離）における他府県・他市町村との連携	P59
(4) 分離における老人施設の活用	P60
(5) 高齢者福祉における「措置制度」の虐待ケース対応での利用	P60

① 虐待事例におけるやむを得ない事由による措置の利用	P61
② 養護老人ホームへの入所	P61
(6) 医療機関での入院分離と「医療ソーシャルワーカー」	P62

第三章 施設内虐待

1 施設内虐待が起こりうる複合的要因についての理解	P63
2 施設内虐待の通報受理ルート	P63
3 施設内虐待の調査	P64
(1) 緊急性の判断	P64
(2) 施設への説明と調査協力依頼	P64
(3) 施設長・事業所の管理者等からの事実確認	P65
(4) 虐待者周辺からの事実確認	P65
(5) 施設職員からの聞き取り調査	P66
(6) 虐待の事実を確認した場合の対応	P66
(7) 県への報告	P67
(8) 県が行う養介護施設従事者等による高齢者虐待の公表	P67
4 施設の取り組みとして	P67

改訂履歴

巻末資料

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 高齢者虐待防止法の解釈
- 高齢者虐待類型の例

第一章 関係機関

1 権利擁護に関わる専門職について

(1) 市役所（福祉部高齢者福祉課高齢者支援係）

高齢者虐待防止に関わる木更津市役所の担当部署は、「高齢者支援係」です。

木更津市内にある 6 か所の地域包括支援センターからの通報事例の管理・分析を行っています。高齢者の生命の危機が発生している等、極めて深刻な虐待事例の場合、被虐待者と虐待者の緊急分離がやむを得ず必要となる事があります。この場合、老人福祉法第 10 条の 4 及び第 11 条に基づき、市長権限で施設への短期入所や入所における措置を行います。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法）」で地域包括支援センターに委託できない「居室の確保（高齢者虐待防止法第 10 条）」「立入調査（高齢者虐待防止法第 11 条）」「警察への援助要請（高齢者虐待防止法第 12 条）」「面会制限（高齢者虐待防止法第 13 条）」の権限行使に伴う事務を担当しています。

高齢者支援係	0438-23-2695
--------	--------------

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、平成 18 年 4 月に介護保険法の改正に伴い「地域住民の心身の健康の保持及び生活安定の為に必要な援助を行う事により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事」を目的として設置されました。

現在木更津市内に 6 か所あり、社会福祉士・保健師等・主任介護支援専門員が配置されています。市民のより身近な相談窓口として、高齢者虐待に関する通報や相談を受け付け、各関係機関と連携を図りながら高齢者虐待事例への支援等を行っています。

その役割として高齢者の総合相談や介護予防への取り組みの他『高齢者の虐待相談・通報の第一義的な窓口』として機能し、高齢者虐待の相談や通報が入ると、その緊急性を判断し、対象者に関係のある人や機関と速やかに連携を図ります。関係機関としては、医療機関をはじめ、介護保険に関する事業者など（介護支援専門員や介護保険サービス事業所、養介護施設等）や行政機関（市役所内の関係部署や警察等）、民生委員・児童委員等があります。状況に応じて木更津市内外問わず、必要な機関と情報交換を行います。さらに被虐待者のみならず虐待者の状況もアセスメントし、対象者の生活環境の調整（介護保険サービスの調整等）を行います。

(3) 中核地域生活支援センター

中核地域生活支援センター（以下中核センター）は、千葉県が独自に県内に13ヶ所設置している相談機関です。木更津市では「君津ふくしネット」がその機関となっています。中核センターは、精神障害、知的障害、身体障害、高齢者など障害の種類や年齢に関係なく相談・支援を行います。また、虐待（配偶者や近い関係にある人への暴力等（以下DV）を含む）あるいは権利擁護に関する相談にも応じます。

君津ふくしネットでは、通常相談を日中の時間帯に受けるのみならず、24時間365日いつでも電話を受けられる体制を整えています。

君津ふくしネット	0439-27-1482
----------	--------------

2 連携職種・制度について

(1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員（以下ケアマネジャー）は、介護保険法に定められている職種です。ケアマネジャーは、医療・介護・福祉の専門職が、5年以上の現場経験を積んで、試験・研修を受けて与えられる資格です。

ケアマネジャーは、対象高齢者を正確に「アセスメント」し、課題解決に向けた「ケアプラン」を作成し、そのケアプランを実施する為に必要なサービスを関係機関と「コーディネート」し、ケアプラン実施後に「評価」することを業務としています。別の見方で言うと、ケアマネジャーは、介護保険制度を中心に活動する、一種のソーシャルワーカーであり、虐待を含めた様々な利用者及び家族の課題について、専門職や公的機関と連携しながら、利用者及び家族を支援する職種でもあります。

ケアマネジャーには、ケアプラン作成に当たり「サービス担当者会議」を開催することが、介護保険制度で義務付けられています。虐待事例に対応していく時には、ケアプランの見直しだけでなく今後の支援方針等を検討する為に、この「サービス担当者会議」を活用します。

虐待事例の「サービス担当者会議」は、対象者の関係者だけでなく地域包括支援センター職員や、状況によっては行政職員等も参加し、情報共有することでチームとして効果的な対応を行う最も有効な方法です。また介護保険制度に限定することなく、その他の制度の活用や被虐待者・虐待者を支援する方法を検討します。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者です。民生委員は児童委員も兼ねています。民生委員は、市民の為の、地域における身近で親

身な相談役です。障害者やお年寄りの日常生活のこまごまとしたサポートだけでなく、行政や関係機関とのパイプ役に努めます。特に、一人暮らしの方には強い味方です。

民生委員からの虐待通報も少なくありません。家庭が閉鎖的な雰囲気を持っていたり、専門職が近づきにくい家庭に接触を試みる場合、その家庭をよく知る民生委員と一緒にあれば、訪問することも可能となる場合があります。民生委員を通じて生活状況に関する情報を得たり、緊急対応が民生委員の仲介で可能となることもあります。

(3) 人権擁護委員・法務局

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたものであり、諸外国でも例をみない制度です。人権擁護委員の職務は、人権擁護委員法第11条に規定されています。

また、人権擁護委員は、法務局や市役所で高齢者虐待を含む人権侵害の相談に応じており、千葉地方法務局木更津支局及び市役所地域共生推進課で下記のとおり実施しています。

法務局は、人権相談において人権侵害の被害申告があった場合は、事実関係を調査します。侵害事実が認定された場合は、法律上の助言、関係機関への紹介から事件告発まで、様々な救済措置を図ります。

《人権相談》

相談会場	相談日	相談時間	電話
千葉地方法務局 木更津支局	月～金	8:30 ～ 17:15	0438-22-2531
市役所 地域共生推進課	毎週月曜日	13:00 ～ 15:00 (予約制)	0438-38-3089

《人権擁護委員についての問い合わせ》
地域共生推進課 0438-38-3089

(4) 警察署（生活安全課）

高齢者虐待防止法には、警察の高齢者虐待防止での役割が明記されています。高齢者虐待を最初に把握するのが警察である、ということも珍しくありません。警察が関与した高齢者虐待事例は、犯罪性の強い事例を除き、高齢者福祉課に申し送られます。

地域包括支援センターは、高齢者虐待事例への事実関係調査などで、被虐待者宅へ訪問する際、警察官と連携することがあります。また、被虐待者の安全確保のために、市長より警察署長に援助を求めることもできます。もちろん、訪問中にその場で明確な暴力や器物破損などが行われているときは、直接警察に通報することができます。

木更津警察署 0438-22-0110

岩根駅前交番 0438-41-9252	小浜交番 0438-36-6780	木更津駅前交番 0438-23-9110	清見台交番 0438-98-7010
長須賀交番 0438-23-3429	波岡駐在所 0438-36-6573	金田駐在所 0438-41-0144	桜井駐在所 0438-36-4780
江川駐在所 0438-23-7210	中郷駐在所 0438-98-5771	馬來田駐在所 0438-53-2121	

(5) 健康福祉センター（保健所） / 千葉県

保健所は、地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つであり、地域保健法に基づき千葉県が設置しており、より専門的・広域的な保健指導や保健サービスを担っています。また、精神疾患やDVに関する相談も行っています。

君津健康福祉センター（君津保健所）の主な相談案内

内容	対応	日	時間
心の健康相談	面談 (予約制)	第1木曜日	午後2:00~4:00
		第3木曜日	午後1:00~3:00
DV相談	電話	随時(月~金) 祝祭日を除く	午前9:00~午後5:00
	面談	毎週木曜日(予約制)	

《君津健康福祉センター（君津保健所）》	
心の健康相談(地域保健課)	0438-22-3744
DV専用電話(地域福祉課)	0438-22-3411

(6) 医療機関の「医療ソーシャルワーカー」

医療機関で、様々な制度や社会資源活用について相談に乗り、且つ、それらの制度等を活用する為に、連絡や調整を行う職員を「医療ソーシャルワーカー」と呼んでいます。とりわけ、退院支援に際して、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターなどと連携しながら、円滑な退院調整をします。

医療機関で虐待が発見されることは珍しくありません。医療機関で虐待が発見された場合、行政機関や専門職と連携し、退院の支援やその後の分離の必要性の判断・支援を中心的に担うのは、通常医療ソーシャルワーカーです。

また、被虐待者が外傷を負ったり、病気になった時、病院入院の形で一次分離を行う事があります。この場合も、医療ソーシャルワーカーは、入院受け入れについての相談窓口となったり、一次分離後に長期分離が必要と判断した場合、その調整を地域包括支援センターなどと連携しながら行う事もあります。

被虐待者が入院した場合には、医療ソーシャルワーカーを相談窓口とすると、今後の支援を円滑に進めることができます。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉法に定められる事業所で、民間福祉事業やボランティア活動の推進などを行い、県・市町村単位などで組織されます。住民参加を基本とし、自治会をはじめ、ボランティア団体や各福祉団体の連携を進めます。県や市によって社会福祉協議会の活動内容は異なりますが、虐待問題や成年後見制度の相談窓口の役割を果たす事もあります。

木更津市社会福祉協議会内にある、「きさらづ成年後見支援センター」は千葉県後見支援センターより委託を受け、高齢、知的障害などにより判断能力が不十分となった方や身体の不自由な方へ、福祉サービスの利用手続き援助や財産管理を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。この事業をうまく活用することで、経済的虐待などを受けるリスクを低下させることができます。また、千葉県社会福祉協議会では「各種資金の貸付制度」（申請窓口は木更津市社会福祉協議会）もを行っています。

きさらづ成年後見支援センター	0438-22-6226
(日常生活自立支援事業・成年後見制度相談窓口)	
木更津市社会福祉協議会	0438-25-2089
トータルサポート推進係	0438-22-6229

(8) 弁護士

弁護士は、法律および訴訟や調整の専門家です。特に、高度の人権侵害が行われている時に、法的にどう対応するべきかのアドバイスを求める時などに大きな力となります。

地域共生推進課や社会福祉協議会では定期的に無料法律相談が行われています。また法テラス千葉では、民事法律扶助制度が利用でき低所得の方でも法律相談ができます。

弁護士による無料法律相談	市役所 地域共生推進課 0438-38-3089 第2・第4 木曜日 1人 30分以内 無料相談 予約制
法律相談	木更津市社会福祉協議会 0438-25-2089 第2・第3 月曜日・第4 水曜日 1人 25分 無料相談 予約制
法的トラブル相談	法テラス千葉 0570-078374 平日 午前9時～午後9時、土曜 午前9時～午後5時
福祉担当者のための ダイレクト連携ダイヤル	法テラス千葉法律事務所 050-3383-0000

(9) 市役所のその他の部署

① 障がい福祉課（障害者虐待防止センター）

被虐待者が身体障がいや知的障がい、精神障がいを有している場合、安全確認や適切な支援の検討を行います。また、虐待者への支援もあわせて行います。

障がい福祉課	0438-23-8499
--------	--------------

② 健康推進課（保健相談センター）

健康推進課は、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門職が配置されています。新生児から高齢者まで、幅広い世代を対象に健康相談などの支援を行います。

健康推進課	0438-23-8376
-------	--------------

② 子育て支援課（家庭児童相談室）

原則として0歳から18歳までの児童福祉に関わる相談について、専門の相談員や専門職が電話・面接を行い、児童虐待の通告先にもなっています。また、女性相談やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の相談や支援もあわせて行っています。

子育て支援課	0438-23-7249
--------	--------------

④ 生活支援課

生活保護法に基づく「生活保護」を取り扱っています。国民の最低限度の生活を保障するため、生活費・住宅費・医療・介護などを金銭あるいは現物にて支給します。生活保護担当者（ケースワーカー）が生活保護受給者に対し、定期的な家庭訪問や生活上必要な助言指導を行っており、経済的な課題以外についても関連機関と連携して支援しています。虐待の背景に経済的問題がある場合や生活保護に関する相談も、窓口にて随時受け付けています。

生活支援課	0438-23-6795
-------	--------------

⑤ 福祉相談課

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援を行います。「働きたくても働けない」「収入が不安定で生活が苦しい」「病気が気になりで仕事ができない」「失業して家賃が払えない」など生活困窮者の相談を始め、自立支援事業や住居確保給付金の支給を行っています。

福祉相談課	0438-23-6716
-------	--------------

3 虐待防止ネットワークについて

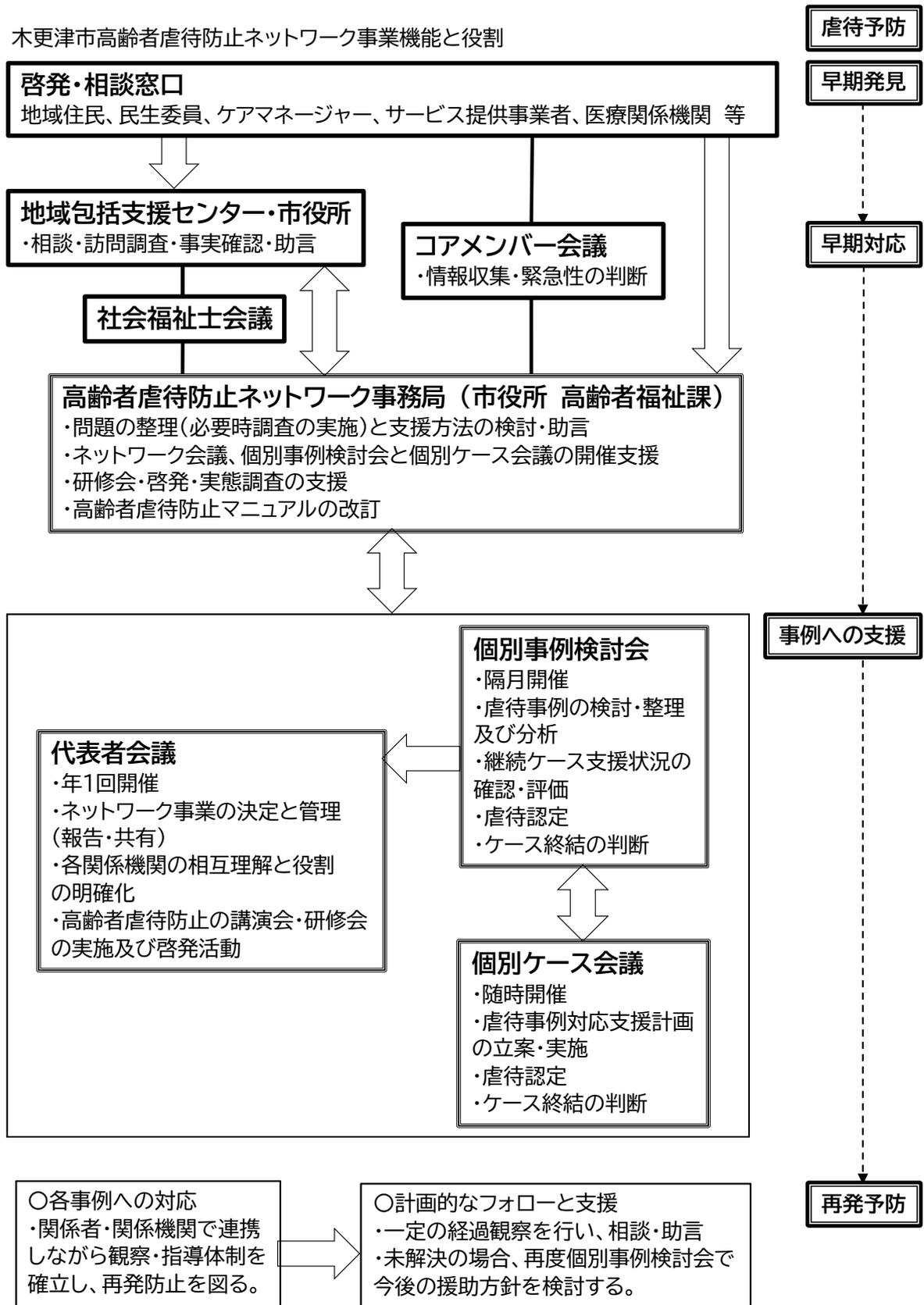
(1) 設立経緯

木更津市役所では、ケアマネジャーや地域包括支援センター、地域住民、警察署等から高齢者虐待を疑う通報を受け付けた場合、緊急度に応じて近日中に地域包括支援センターやケアマネジャー等と支援方法を検討してきました。しかし支援者が限定的で、専門的・客観的視点に基づく助言や評価を受ける機会がありませんでした。千葉県高齢者虐待対応マニュアルには「受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を聞いた担当者が単独で判断するのはなく、組織として判断する」と明記されています。虐待防止ネットワークを整備し関係機関の組織化と、マニュアルに基づいた一貫性・計画性のある支援が必要と考え設立しました。

(2) 目的

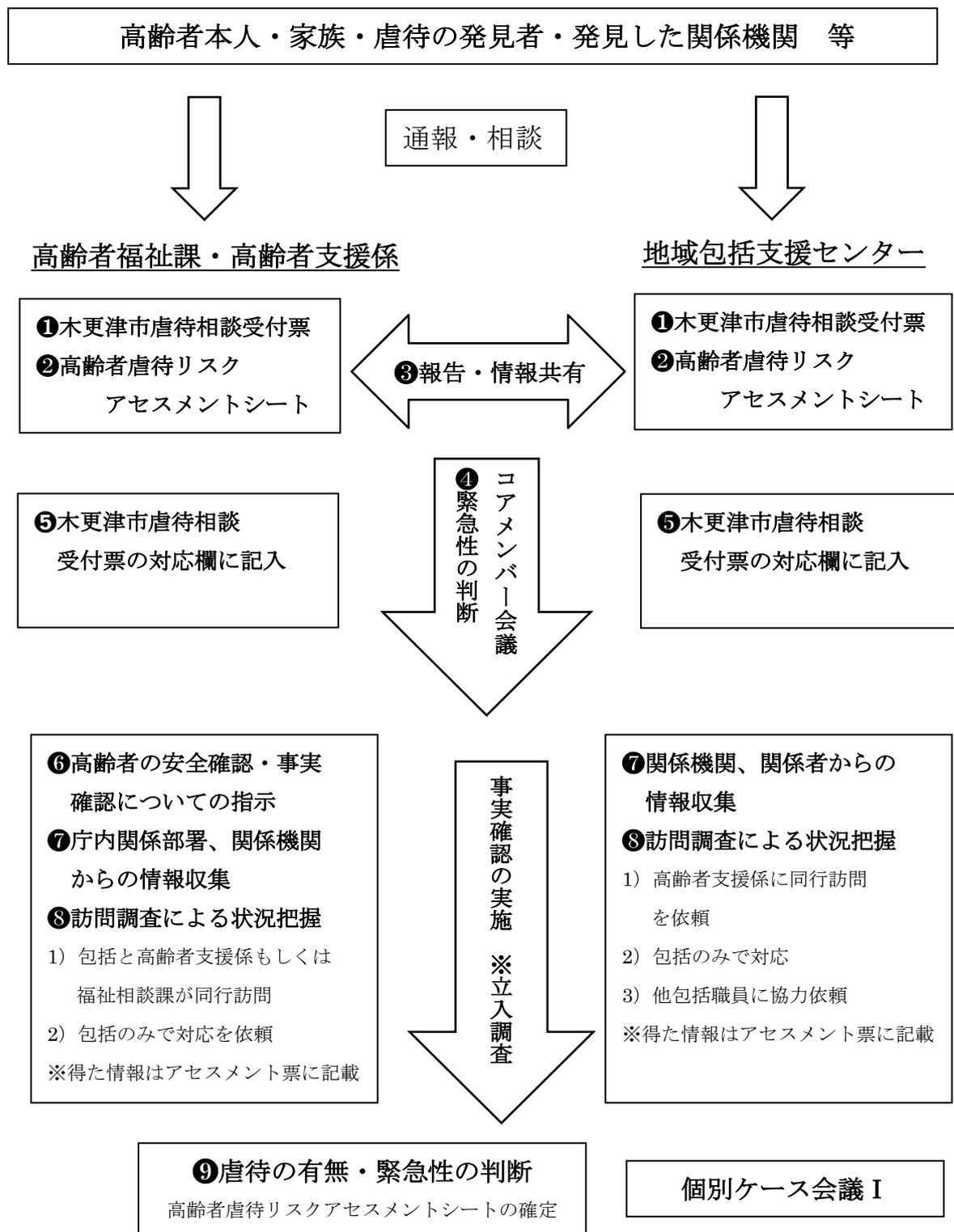
高齢者虐待ネットワークの構築と適切な運営により高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的とします。ネットワークを構成する各機関の役割を明確化し連携を図りながら、計画に基づいて組織的な支援を行います。

木更津市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割



第二章 居宅での基本的な対応と様々なスキル

1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応のフローチャート



【立入調査】

重篤な危険が生じているにも関わらず、養護者等が抵抗を示す場合、行政権限として執行する。

- ・必要に応じて警察への援助要請
- ・高齢者の安全確認
- ・養護者の把握
- ・緊急性の判断→入院、一時保護
- ・調査報告の作成

【高齢者虐待リスクアセスメントシートの判定】

レッド・イエロー①の場合

高齢者福祉課・高齢者支援係

⑩養護者との分離を検討

- ・適切な権限の行使
老人福祉法による措置
→緊急ショートステイ、特養入所
成年後見制度の活用
日常生活自立支援事業の活用
- ・入院
面会制限、戸籍情報等閲覧禁止

- ⑨個別ケース会議または
⑪個別事例検討会の開催、出席

地域包括支援センター

⑩養護者との分離を検討

- ・高齢者支援係の指示により動く

- ⑨個別ケース会議または
⑪個別事例検討会の開催、出席

イエロー②・③・該当なしの場合

- ⑨個別ケース会議または
⑪個別事例検討会の開催、出席

- ⑨個別ケース会議または
⑪個別事例検討会の開催、出席

↓

継続的な見守りと予防的な支援、介護保険サービスの活用とケアプランの見直し、
介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援、養護者支援

↓

関係機関・関係者による援助の実施

↓

定期的な訪問等によるモニタリング

↓

個別事例検討会による評価
(援助方針と内容、各機関の役割の再検討、必要に応じて繰り返し実施)

↓

計画的なフォローアップ

【対応フローチャートの詳細】

	項目	主な内容
早期発見	(1) 通報・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの届け出 ・家族・親族等からの相談による発見・通報 ・民生委員や地域住民等による発見・通報 ・医療機関、介護保険サービス従事者等による発見・通報 ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村の相談窓口や相談機関等による発見・通報
対応	(2) 報告・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、相談を受けた高齢者支援係または地域包括支援センター職員等は①木更津市虐待相談受付票を記入し、聞き取った情報から②高齢者リスクアセスメントシートにチェックを入れる。 ・記入した①と②を高齢者支援係と地域包括支援センターで情報共有する。
	(3) 緊急性の判断 コアメンバー 会議	<p>コアメンバー (高齢者支援係および管理職・地域包括支援センター職員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①木更津市虐待相談受付票をもとにコアメンバー会議を実施し、④緊急性の判断および対応を協議する ・⑤決定内容を虐待相談受付票の対応欄に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。
	(4) 事実確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けた時には、速やかに安全の確認、その他事実確認を行う。(法第9条) ・緊急性があると判断した場合：高齢者の安全の確認、保護を優先し、早急に介入する。老人福祉法の規定による特別養護老人ホームへの入所措置、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。 <p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアメンバー会議により決定した対応方針を指示する。 ・できる限り、高齢者支援係もしくは福祉相談課職員による訪問調査を実施する。 ⑥ 高齢者の安全確認・事実確認 ⑦ 庁内関係部署、関係機関からの情報収集 ⑧ 訪問調査による状況把握 <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援担当の指示に基づき、対応する。 ・できる限り、訪問調査は一人で対応しない。 ⑦ 関係機関、関係者等からの情報収集 ⑧ 訪問調査による状況把握

対 応	(5) 事実確認の実施	<p>〈 訪問調査について 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント票を使用しながら、被虐待者と養護者を分けて聞き取りを行う。 ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、養護者との関係、関係機関からの情報収集を行う。 ・調査は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。 ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に本人の保護に向けて動きを開始する。その判断の為に、通報内容等の情報から高齢者の医療の必要性が高いと予測される場合は、医療職が訪問に立ち会う事が望ましい。
	(6) 立入調査	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる時、立ち入り調査をする事が出来る。(法第 11 条) ・立ち入り調査が可能なのは、木更津市の権限に限られる。 ・立ち入り調査の際、必要に応じて適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない。(法第 12 条) ・木更津市は立ち入り調査執行後は調査記録を作成し、保存する。
	(7) 虐待の有無 緊急性の判断 個別ケース会議 個別事例検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査メンバー、高齢者支援係管理職、関係機関（ケアマネジャー、民生委員、医療関係者、弁護士等）が集まり、⑨個別ケース会議Ⅰを行う。 ・⑨個別ケース会議Ⅰ（緊急性の判断、虐待の有無、援助方針・支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認） ・リスクアセスメントシートの確定。 →レッド・イエロー① ★積極的な介入の必要性が高い ⑩養護者との分離を検討。医療が必要な場合は入院を検討 →イエロー② ③、該当なし ★継続的な見守りと予防的な支援 協議した援助方針・支援内容に沿って援助の実施へ ・会議録、支援計画の作成、確認を行う。 ・⑪個別事例検討会で虐待認定
	(8) 援助の実施 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・関係者による援助の実施。 ・介護サービスの活用とケアプランの見直し、介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援。養護者支援。 ・情報の集約や共有、モニタリングの結果、支援内容の変更等が必要な場合は⑨個別ケース会議を行い再検討する。 ・⑪個別事例検討会を行い⑨個別ケース会議実施された虐待認定の判断、支援内容等について第三者的立場の評価をもらう。
再 発 防 止	(9) 計画的な フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や養護者が尊厳を保持し、安心して暮らせる事を持って、⑪個別事例検討会による評価を元に援助が終結する。 ・終結後は再発防止の為に介護サービスの利用や地域の見守り、養護者支援等を継続する。⑨個別ケース会議で継続支援の役割分担を明確にする。

※本表中の（法〇〇条）の「法」は、高齢者虐待の養護者に対する支援等に関する法律

(1) 相談・通報義務

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定により、すべての専門職および市民は、虐待発見と同時に通報する義務を負っています。通報は、地域包括支援センターや木更津市役所高齢者福祉課が窓口です。

名称	所在地	電話番号
木更津市役所 朝日庁舎 高齢者福祉課 高齢者支援係	朝日 3-10-19	0438-23-2695
木更津市中部地域包括支援センター	中央 1-5-18	0438-97-7818
木更津市東部地域包括支援センター	請西 682-1	0438-97-6536
木更津市西部地域包括支援センター	長須賀 1305-2 (グリーンパレス)	0438-22-3422
木更津市南部地域包括支援センター	畑沢南 3-16-76 (波岡の家)	0438-37-4811
木更津市北部地域包括支援センター	井尻 951 (中郷記念館)	0438-97-2561
木更津市富来田地域包括支援センター	真里谷 883-1(馬來田の太陽)	0438-53-8031

通報における個人情報の取り扱いについては、法令に基づいて本人の同意がなくても行うことができます(個人情報保護法第 16 条及び 23 条)。一方で、高齢者虐待では非常に繊細な問題を扱うため、支援に当たる関係者は、支援の過程で知った高齢者本人及び家族の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

(2) 報告・情報共有

通報、相談を受けた高齢者支援担当者または地域包括支援センター職員は木更津市虐待相談受付票を記入し、聞き取った情報から高齢者リスクアセスメントシートにチェックを入れます。また、速やかに緊急性の判断、コアメンバー会議が行えるように、高齢者支援担当者と地域包括支援センターとで情報共有を行います。

(3) 緊急性の判断・コアメンバー会議

通報があったからといって、必ずしも虐待が存在するわけではありません。しかし、深刻な虐待を見逃さないために、虐待通報受理後は、高齢者の安全と虐待の事実をすみやかに確認し、深刻な虐待が行われているかいないかの確認作業を行う必要があります。もちろん通報があっても確認できない例、根拠薄弱な通報や通報者が不正確な情報を伝えることもあります。さらに、通報者が匿名の場合には、通報者に再度、連絡をすることすらできないこともあるのです。

そのような様々な技術的な限界があることは承知の上で情報収集を行い、「その虐待にどれだけの緊急性があるか」の判断を、通報受理直後に行います(高齢者虐待防止法第 9 条)。

木更津市では木更津市虐待相談受付票をもとにコアメンバー会議を実施し、緊急性の判断および対応を協議します。コアメンバー会議の構成員は高齢者支援担当者および管理職、地域包括支援センター職員ですが、必要に応じて介護保険事業者、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、警察署、弁護士及び消費生活相談員などを招集し、意見を求めることがあります。

【緊急性の判断】

- ① 24時間以内に対応が必要なもの
- ② 一週間以内に対応が必要なもの
- ③ 一週間以後での対応でもよいもの

三つに分別し、24時間以内に事実確認を行うべき事例とは、緊急性の判断基準の①～⑦の中で、明確に虐待が存在し、具体的な対応を即座に開始する必要がある場合です。

【緊急性の判断基準】

- ① 頭部外傷(血種、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮など、生命の危険のある状態が存在している。(若しくは可能性がある)
- ② 被虐待者自身が保護を求めている。
- ③ 被虐待者から「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えがある。
- ④ 虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている。
- ⑤ 虐待者が高齢者の保護を求めている。
- ⑥ 「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり。
- ⑦ 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。

緊急性の判断基準は、虐待相談受付票、高齢者虐待リスクアセスメントシートの情報で以上のような状況がある場合には緊急性が高いとし24時間以内の対応を試みます。

参考資料

- *虐待相談受付票⇒千葉県高齢者虐待対応マニュアル 平成31年3月千葉県健康福祉部
- *高齢者虐待リスクアセスメントシート(第2版) ⇒東京都老人研究所作成
- *支援・対応経過シート
- *アセスメント票(本人聞き取り)
- *アセスメント票(養護者聞き取り)
- *高齢者虐待対応会議記録・計画書

高齢者虐待リスクアセスメントシート（第2版）

スレ	①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、その他（ ）
	②被虐待者自身が保護を求めている（ ）
	③被虐待者から「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり（ ）
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている（ ）
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている（ ）
	⑥「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり（ ）
	⑦刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある（ ）
↓	
①から⑦に○がついた場合は「緊急保護の検討」	
イ ロ ー ①	⑧今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか FF1F 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他（ ）
	⑨繰り返されるおそれが高いか？ <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者の認識：虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他（ ）
	⑩家庭内で虐待の連鎖が起きている
↓	
⑧から⑩に○が付いた場合は「保護の検討」もしくは「集中的援助」	
イ ロ ー ②	⑪被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 認知症程度：I IIa IIb IIIa IIIb IV M <input type="checkbox"/> 問題行動：徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他（ ） <input type="checkbox"/> 寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ）
	⑫虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的感情や態度（ ） <input type="checkbox"/> 重い介護負担感（ ） <input type="checkbox"/> 介護疲れ（ ） <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足（ ） <input type="checkbox"/> 性格的問題（偏り）：衝撃的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他（ ） <input type="checkbox"/> 障害・疾患：知的障害、精神疾患（ ）、依存症（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他（ ）
↓	
⑪から⑫に○が付いた場合は「集中的援助」もしくは「防止のための保護検討」	
イ ロ ー ③	⑬虐待につながる家庭状況があるか？ <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の供依存関係（ ） <input type="checkbox"/> 虐待者が暴力の被害者（ ） <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心（ ） <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他（ ）
	⑭に○が付いた場合は「継続的、総合的援助」
↓	
事実確認を継続／虐待の事実なし	

※首都大学東京 副田あけみ教授作成様式を改変して作成（東京都老人総合研究所による）

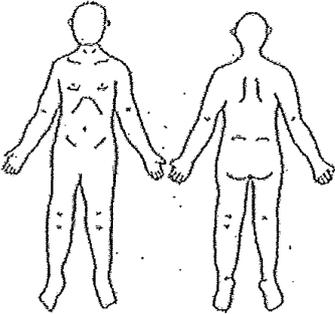
アセスメント票（本人聞き取り）

対応計画 〇〇 回目用

アセスメント日： 年 月 日

担当者：

高齢者： 本人氏名	性別：□男 □女 年齢： 歳()	住所： 電話：							
養護者： 氏名	性別：□男 □女 年齢： 歳()	住所： 電話：							
ジェノグラム	氏名	続柄	住所・連絡先	本人との交流状況等					
高齢者本人の状況									
本人の希望	居住の希望：□在宅 □入所 □不明 / 分離希望：□有 □無 □不明			□課題					
	意思疎通：□可能 □特定条件のもとであれば可能() □困難 □不明 話の内容：□一貫している □変化する 生活意欲：□意欲や気力が低下しているおそれ(無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目をさける 等)								
【経歴】※出身・学問・仕事・現況・趣味・嗜好等	【ADL】 立 位(□自立 □一部 □全介助) 移 動(□自立 □一部 □全介助) 食 事(□自立 □一部 □全介助) 排 泄(□自立 □一部 □全介助) 入 浴(□自立 □一部 □全介助) 着 脱(□自立 □一部 □全介助)	【IADL】 電話使用(□自立 □一部 □全介助) 洗濯掃除(□自立 □一部 □全介助) 買い物(□自立 □一部 □全介助) 調 理(□自立 □一部 □全介助) 服 薬(□自立 □一部 □全介助) 金銭管理(□自立 □一部 □全介助)	□課題						
【性格】 【対人関係】 □協調的である □普通 □拒否的	【こだわり・宗教・その他】								
【健康状態等】									
時期	病名・既往	病院・医師	治療内容・服薬状況						
診断の必要性： □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他()				□課題					
具体的症状等 ⇒									
精神状態：□認知症(□診断あり □疑い) □うつ病(□診断あり □疑い) □その他		認 知：□記憶障害 □失見当 □睡眠障害 □問題ない 問題行動：□攻撃的行為 □自傷 □火の取扱 □不穏興奮 □不潔行為 □失禁 □徘徊 □その他 精 神：□不定愁訴 □不安 □焦燥 □抑うつ □興奮 □妄想 □幻覚・幻聴 □せん妄 □その他							
要介護認定： □非該当 □要支援() □要介護() □申請中(申請日： 年 月 日) □未申請 ケアマネ・事業所 ⇒									
障害： □身体障害 □精神障害(□あり □疑い) □知的障害(□あり □疑い) 手帳 ⇒									
サービス種類・事業所	月	火	水	木	金	土	日	備考	□課題
【危機への対処】 危機対処場面において：□自ら助けを求められることができる(□電話 □外部へ) □助けを求められることができない 避難先・退避先：□助けを求める場所がある() □ない									□課題

<p>【経済状況】 収入額 月 〇〇万円(内訳: <input type="checkbox"/>国民年金 <input type="checkbox"/>厚生年金 <input type="checkbox"/>障害年金 <input type="checkbox"/>生活保護 <input type="checkbox"/>その他) 預貯金等 〇〇万円 借金 〇〇万円 1か月に本人が使える金額 〇〇万円 具体的な状況(生活費等): 住宅環境: <input type="checkbox"/>自宅 <input type="checkbox"/>借家 <input type="checkbox"/>一戸建て <input type="checkbox"/>集合住宅 自室: <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有(階)</p>		<input type="checkbox"/> 課題	
<p><input type="checkbox"/>生活保護受給 <input type="checkbox"/>介護保険料滞納 <input type="checkbox"/>国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/>その他</p>			
<p>金銭管理: <input type="checkbox"/>自立 <input type="checkbox"/>一部介助(判断可) <input type="checkbox"/>全介助(判断不可) <input type="checkbox"/>不明 金銭管理者: <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>家族() <input type="checkbox"/>成年後見人等 <input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/>その他</p>			
<p>【成年後見制度の利用】 成年後見人等: <input type="checkbox"/>あり(後見人等:) <input type="checkbox"/>申立中(申立人:) <input type="checkbox"/>申立予定あり <input type="checkbox"/>申立予定なし</p>		<input type="checkbox"/> 課題	
<p>【緊急性判断】 <input type="checkbox"/>本人が保護救済を求めている <input type="checkbox"/>生命に危険な状態: <input type="checkbox"/>重度の火傷 <input type="checkbox"/>外傷 <input type="checkbox"/>褥瘡 <input type="checkbox"/>栄養失調 <input type="checkbox"/>衰弱 <input type="checkbox"/>脱水 <input type="checkbox"/>肺炎 <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>生命に危険な行為が行われている: <input type="checkbox"/>頭部打撃 <input type="checkbox"/>顔面打撃 <input type="checkbox"/>首しめ <input type="checkbox"/>揺さぶり <input type="checkbox"/>戸外放置 <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>確認できないが、上記である可能性がある <input type="checkbox"/>その他</p>			
<p>外傷等の状況</p> 	<p>身体的</p>	<p><input type="checkbox"/>外傷(出血・骨折・火傷) <input type="checkbox"/>傷にならない暴力(殴る・蹴る・叩く) <input type="checkbox"/>拘束(縛り付け・閉じ込め) <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週数回 <input type="checkbox"/>月数回 <input type="checkbox"/>月1回以下 <input type="checkbox"/>不明</p>
	<p>放棄放任</p>	<p><input type="checkbox"/>入浴・排泄の介助放棄による不衛生状態 <input type="checkbox"/>水分・食事摂取放任による身体的ダメージ <input type="checkbox"/>劣悪な住環境の中で生活させる <input type="checkbox"/>介護・医療サービスを受けさせない <input type="checkbox"/>養護者が家に戻らないことがある <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週数回 <input type="checkbox"/>月数回 <input type="checkbox"/>月1回以下 <input type="checkbox"/>不明</p>
	<p>心理的</p>	<p><input type="checkbox"/>無言・威圧・侮辱・脅迫 <input type="checkbox"/>無視 <input type="checkbox"/>嫌がらせ <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週数回 <input type="checkbox"/>月数回 <input type="checkbox"/>月1回以下 <input type="checkbox"/>不明</p>
	<p>性的</p>	<p><input type="checkbox"/>不必要に性器への接触 <input type="checkbox"/>下半身を裸にして放置 <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週数回 <input type="checkbox"/>月数回 <input type="checkbox"/>月1回以下 <input type="checkbox"/>不明</p>
	<p>経済的</p>	<p><input type="checkbox"/>日常生活に必要な金銭を渡さない <input type="checkbox"/>年金・預貯金の取り上げ <input type="checkbox"/>不動産・有価証券等の取り上げ <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>週数回 <input type="checkbox"/>月数回 <input type="checkbox"/>月1回以下 <input type="checkbox"/>不明</p>
<p>【要因と思われること】</p>			
<p>高齢者本人の問題: <input type="checkbox"/>加齢・疾病等によるADL低下 <input type="checkbox"/>認知症の発症・悪化 <input type="checkbox"/>養護者との人間関係 <input type="checkbox"/>判断能力の低下 <input type="checkbox"/>金銭の管理能力の低下 <input type="checkbox"/>経済的問題 <input type="checkbox"/>人格・性格のかたより <input type="checkbox"/>精神的に不安な状態 <input type="checkbox"/>身の回りのことができない <input type="checkbox"/>相談者がいない <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>養護者側の問題: <input type="checkbox"/>高齢者との人間関係 <input type="checkbox"/>介護負担による心身のストレス <input type="checkbox"/>金銭の管理能力がない <input type="checkbox"/>精神的に不安定・潔癖症等 <input type="checkbox"/>アルコール・ギャンブル依存等 <input type="checkbox"/>経済的問題(借金・浪費癖・無収入等) <input type="checkbox"/>人格・性格のかたより <input type="checkbox"/>相談者がいない <input type="checkbox"/>他の疾病・障害等 <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>その他の問題: <input type="checkbox"/>親族との関係悪化・孤立 <input type="checkbox"/>近隣・社会との関係の悪化・孤立 <input type="checkbox"/>家族の力関係の変化(主要人物の死亡) <input type="checkbox"/>家屋の老朽化・不衛生 <input type="checkbox"/>人通りの少ない環境 <input type="checkbox"/>暴力の世代間・家族間連鎖 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>【エコマップ】</p>		<p>【家族関係】※家族歴・抱える問題・意思決定者・問題発起時の対処方法・近隣との関係等</p>	
		<p>【その他】※関係者・関係機関との関わり等</p>	
<p>[全体のまとめ]</p>			

アセスメント票（養護者聞き取り）

対応計画__回目用

アセスメント日： 年 月 日

担当者：

高齢者： 本人氏名	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢： 歳()	住所： 電話：		
養護者： 氏名	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢： 歳()	住所： 電話：		
ジェノグラム	氏名	続柄	住所・連絡先	養護者との交流状況等
養護者の状況				
【養護者の希望】				
【養護者の健康状態等】				
時期	病名・既往	病院・医師	治療内容・服薬状況	
診断の必要性： <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他() 具体的症状等 ⇒				
要介護認定： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援() <input type="checkbox"/> 要介護() <input type="checkbox"/> 申請中(申請日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 サービス等⇒				
障害： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) 手帳 ⇒				
【介護負担】				
被虐待高齢者に対する介護意欲： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 1日の介護時間： <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明 介護技術・知識： <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明		介護の代替者： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 平均睡眠時間：およそ__時間		
【養護者の就労状況】				
就労状況： <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労 <input type="checkbox"/> 就労(<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非正規、就労時間_____、就労曜日_____)				
【養護者の経済状況】				
収入額 月__万円(内訳：_____) 預貯金 __万円 借金 __万円 住宅環境： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 自室： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(階)				
<input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある				
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他				
【養護者の近隣との関係】				
<input type="checkbox"/> 良好() <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明				
【養護者の性格】			【養護者のこだわり・宗教・その他】	
【エコマップ】		【家族関係】 ※家族歴・抱える問題・意思決定者・問題発起時の対処方法・近隣との関係等		
		【その他】 ※関係者・関係機関との関わり等		
[全体のまとめ]				

高齢者虐待対応会議記録・計画書（1）

高齢者本人氏名 _____

初回計画作成日 年 月 日

計画作成者所属 : 木更津市 地域包括支援センター _____

計画作成者氏名 _____

会議日時: 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的	出席者	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名
虐待事実の判断 <input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	高齢者本人の意見・希望		
緊急性の判断 <input type="checkbox"/> 緊急保護の検討 <input type="checkbox"/> 保護の検討、集中的援助 <input type="checkbox"/> 防止のための保護検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続			
緊急性の判断根拠 <input type="checkbox"/> 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療） <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	養護者の意見・希望	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
総合的な支援の方針 ※アセスメント要約票の〔全体のまとめ〕より	支援内容	<input type="checkbox"/> 緊急的分離／保護（ _____ ） <input type="checkbox"/> 入院（ _____ ） <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整（ _____ ） <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援（ _____ ） <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（ _____ ） <input type="checkbox"/> 成年後見制度／日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）活用検討 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	措置の適用	<input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無： <input type="checkbox"/> 検討中（理由： _____ ）	
	後見等申立	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中（理由： _____ ）	

社団法人日本社会福祉士会 作成（出典：東京都老人総合研究所「支援計画書（第2版）」を参考に作成）

高齢者虐待対応会議記録・計画書（2）

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等（アセスメント要約票の〔全体のまとめ〕から記載）				計画評価予定日	年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成（出典：東京都老人総合研究所「支援計画書（第2版）」、新潟県三条市作成様式を参考に作成）

高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者本人氏名： _____ 氏

計画評価： _____ 回目 記入年月日 年 月 日

計画作成者(氏名・所属)： _____

会議日時： _____ 年 月 日 時 分 ~ 時 分

会議目的			出席者	所属: 氏名 氏名 氏名	所属: 氏名 氏名 氏名
課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)		対応方針の変更の有無、変更内容
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
					・目標→ <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 ・対応方法→ <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (内容:)
支援を要する状況	虐待種別	判定	【左記の判定欄に該当番号を記入】		高齢者本人の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待		1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消 (再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認されていない		
	2. 放棄・放任				
	3. 心理的虐待				
	4. 性的虐待				
	5. 経済的虐待				
	6. その他				
			養護者の状況(意見・希望)		
			養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
新たな支援計画の必要性		評価結果のまとめ(_____ 年 月 日現在の状況)			今後の対応
		1.虐待対応の終結 2.現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3.アセスメント、虐待対応計画の見直し 4.その他(_____)			1.権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2.包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3.その他(_____)

社団法人日本社会福祉士会 作成 (出典：東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成) された千葉県高齢者虐待対応マニュアルを参考に作成

(4) 事実確認の実施

事実確認は、当該高齢者と関わりのある機関や関係者から情報収集していくとともに、訪問調査も行います。被虐待者の状況や虐待者等の家族状況を全体的に把握し、被虐待者の安全や虐待の事実の有無、今後起こりうる状況を予測するための情報収集を行います。

対応の視点として、“虐待者を非難しない”ことが原則として挙げられ、さらに、“虐待者支援”が重要なポイントになってきます。虐待が起こる背景には、“虐待者が何か困っている”ことが多くみられます。生命に危険のある虐待の場合には、虐待者の抵抗を押し切って介入することが必要なこともあります。しかし、多くの場合、虐待者と敵対することで状況が好転することはありません。虐待者と可能な限り良好な関係を保ちつつ生活環境を調整していく必要があります。

【訪問調査を行う際の留意事項】

(ア) 初回訪問は、その後の支援に大きく関わってくる重要な要素です。初回訪問では、「信頼関係の構築」を念頭におきます。

(イ) 複数の職員による訪問

客観性を高めるため、また、職員の安全確保のためにも、原則として2名以上の職員で訪問します。多くの場合、「高齢者（被虐待者）」と「養護者等（虐待者）」の双方への支援が必要で、別々に対応し信頼関係を構築することもあります。

木更津市では高齢者支援担当者と包括支援センター職員とでの訪問を原則としていますが、高齢者支援担当者が同行できない場合には福祉相談課等の他部署職員や包括支援センター職員のみで訪問します。また、包括支援センター職員のみでの訪問の際、他地区の包括支援センター職員に協力依頼する場合があります。

(ウ) 医療職の立会い

被虐待者の医療への必要性が疑われる場合には、地域包括支援センターの保健師または看護師（以下看護職）が、同行訪問するようにします。医療的判断をすることで迅速な対応がとれます。

(エ) 被虐待者、虐待者に対して、訪問の目的や守秘義務に関することをきちんと伝え、また、伺う内容は双方を支援するために必要であることを十分説明します。

(オ) 被虐待者、虐待者の権利、プライバシーへの配慮

たとえば、身体状況の確認を行う際、衣服を脱いでの確認は同性職員が対応します。また、虐待者への聞き取りは第三者のいる場所では行わないように配慮することも大切です。

(カ) 柔軟な調査技法の適用

虐待者自身が援助を求めてきたり、虐待の程度が軽度の場合は、介護に関する「相談支援」として、虐待者の主訴に沿った受容的な態度で接することを原則とします。

※虐待が重篤で再発の危険性が高く、措置入所の必要がある場合には、虐待者の行っている行為を「虐待」ととらえ「毅然とした態度で臨む」ことも時として必要です。その場合も、虐待者から見て、「一目置いて」もらい、「この人は、私の意向どおりにはならないが、最後は、私たちを助けてくれる人だ」という印象が与えられると良い支援ができます。このような対応ができるためには、それなりの経験が必要ですが、専門職は、そのような態度を持つような自己トレーニングを心がけたいものです。

※調査項目や調査回数は、被虐待者や虐待者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を第一義的に念頭におきながら柔軟に対応します。

*ポイント

◇できるだけ訪問する

- ・健康相談等の理由をつけて介入を試みる
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する
(あくまで「高齢者の養護者への支援」という姿勢で対応する)
- ・一方的に虐待者を悪いと決め付けず、先入観を持たないで対応する
- ・被虐待者と虐待者は別々に対応する

◇解決すべきことは何かを被虐待者や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか
- ・一次分離かサービス提供、家族支援か
- ・病院受診か施設利用か
- ・支援者の価値観で判断しない

◇収集した情報に基づいて確認を行う

- ・虐待者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集する
- ・関係者から広く情報を収集する

(5) 立入調査

【立入調査権等（高齢者虐待防止法第 11 条）】

特別な緊急性が想定される場合を除き、基本的には地域包括支援センター職員がまず虐待者との接触や、話し合いを試みることはいうまでもありません。それらの手段を駆使しても事実確認が困難、あるいは高度の緊急性が考えられるときに立入調査を行います。

市長は、虐待により被虐待者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、担当部局の職員に、被虐待者居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています。立入調査が可能なのは、木更津市の場合、主に高齢者福祉課の職員となります。もちろん、地域包括支援センター職員などの同行も可能です。

正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、忌避したり、または質問に対して答えなかったり虚偽の答えをしたり、高齢者に答えさせなかったり、虚偽の答えをさせたものに対し、高齢者虐待防止法第 30 条の規定により、30 万円以下の罰金に処せられることとなっています。

■立入調査の制約

高齢者虐待防止法では、虐待者が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能としていません。実際の現場では警察署への協力要請により警察官が鍵を壊し被虐待者の安全を確認していきます。

*立入調査を行う要件

◇立入調査の権限を有する者 ⇒市町村長

◇立入調査ができる場合 ⇒高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき

◇立入調査を行わせる職員 ⇒高齢者福祉に関する事務に従事する市役所職員

《手順》

① 立入調査の要否の判断

立入調査の要否、方法、警察署等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容を、市役所管理職などが参加し、高齢者虐待事例の今後の対応について高度な判断を行う個別ケース会議もしくはコアメンバー会議で判断します。経過や状況を把握している地域包括支援センター職員が会議に参加します。

関係者からの関わりや親戚・知人・近隣住民等を介した形で被虐待者や虐待者等とコンタクトが取れると判断した場合には、その方法を優先します。手立てがなく、かつ被虐待者の安否が気遣われるときには、立入調査権を発動します。

② 立入調査実施の準備

- (ア) 虐待者から確実に鍵を開けてもらうための手段や人物の介在を綿密に検討します。
例えば、事前に管理人に合鍵を借りる。
- (イ) 立入調査の執行にあたる職員を決めます。
 - ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
 - ・入院等の必要性を的確に判断することができる医療職も同行します。
 - ・立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。
- (ウ) 警察署長への援助要請を行う場合(状況に合わせて下記 A・B いずれかで市が対応)
 - ・A：事前依頼が可能な場合は、援助依頼書を作成、依頼を行います。
 - ・B：緊急を要し、援助依頼書の作成が難しい場合は、電話で依頼を行います。→どちらの場合でも状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。
※援助依頼書の様式は、P29。必要時に利用。
- (エ) 立入調査の執行については、虐待者には事前に知らせないようにします。

③ 立入調査時の対応と留意点

- (ア) 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明します。
- (イ) 立入調査の目的、確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。
- (ウ) 虐待者等関係者から身分証明書の請求があった時は、必ず提示します。
また、必要時には「証票」の提示も行えるようにしておきます。※証票の様式は P28
- (エ) 被虐待者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えるよう心がけます。
- (オ) 被虐待者の状況を確認します。被虐待者から話を聞ける場合には、虐待者から離れた場所で聴取します。
※医療職によるチェック：
身体的な外傷の有無や程度・虐待者に対する態度・健康状態・脅えの有無 等
- (カ) 居室の様子を観察します。不衛生・乱雑である等記録をしておきます。
写真をとる場合は、被虐待者の同意を得て行います。
- (キ) 上記に加え虐待者の態度等総合的に判断して、被虐待者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、分離（緊急入院や措置入所等）をします。
分離の必要があることを伝え、被虐待者の安全を第一に実行に踏み切ることも想定されます。
- (ク) 緊急分離が必要ないと判断したときには、関係者の不安が調査で解決されたことを率直に伝え、虐待者の心情に配慮したフォローを十分に行います。

ここで重要なことは、虐待の事実関係確認調査と犯罪捜査とは根本的に異なることです。例えば、虐待の事実関係確認調査は、その対象者に強制力を持つものではありません。あくまでも任意での事実関係の調査を行うこととなります。また、指紋を採取したり、電話を逆探知したり、携帯電話番号からの当該携帯電話の所有者を割り出したり、

といったような作業はしません。

④ 警察署長への援助要請（高齢者虐待防止法第12条）

立入調査を行う際、虐待者から抵抗されるおそれがあるなど、警察官の援助が必要と判断される場合等には、警察署長への援助要請を行います。

《手順》

（ア）個別ケース会議もしくはコアメンバー会議で警察署長への援助要請の可否を判断します。

（イ）市長より所轄の警察署長宛に援助依頼書を提出し、状況説明と立入調査を含めた事前協議を行います。

（ウ）警察官は、被虐待者の生命または身体の安全を確保するために、必要な警察官職務執行法その他の法令の定める措置を講じます。

※緊急を要し、コア会議・援助依頼書の作成が難しい場合は、電話で依頼を行います。

*警察署長に援助を求める場合の要件

◇警察署長に援助を求めることができる者 ⇒市町村

◇警察署長に援助を求めることができる場合 ⇒立入調査の職務の執行に必要があると認めるとき

◇警察署長に援助を求めなければならない場合

⇒高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に援助を求めなければならない

◇警察署長の責務

⇒高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、立入調査の執行を援助するために必要な処置を講じるよう務めなければならない

(表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。	
市 町 村 長 名	市町村 長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図れるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市長村は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居住に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

警察への援助依頼様式

第 _____ 号 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 木更津警察署長 殿 年 月 日 木更津市長 印 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での期待 <input type="checkbox"/> その他 ()
高齢者	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記の援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記の援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他の親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役割	氏名
	電話 () - 番	内線
	携帯番号 - 番	番

⑤ 面会の制限（高齢者虐待防止法第13条）

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面接を制限することができるかとされています。実際に、「養護者に居場所を教えたくない」という被虐待者本人の意思に基づき、虐待者の面会を制限した実績があります。

《手順》

- (ア) 虐待者から被虐待者への面会の申し出があった場合には、高齢者福祉課と地域包括支援センターの職員が、被虐待者本人の意思を確認します。
- (イ) 被虐待者本人の意思を確認した上で客観的に面接できる状態にあるか見極めます。
- (ウ) 個別ケース会議、個別事例検討会（必要時臨時に開催）等で面会の可否を判断します。被虐待者の安全を最優先することが必要です。
- (エ) 面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や高齢者福祉課、地域包括支援センターの職員が同席します。

■施設に直接面会の要望があった場合

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができますが、入所施設に虐待者から直接面会の要望があった場合には、市と協議し、施設は措置された被虐待者の生活を支援するという考え方で役割分担し対応します。

■契約入所や入院等の場合

被虐待者が、「止むを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合には、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、虐待者と面接することによって被虐待者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、虐待者に対して被虐待者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限する対応をとります。

*面会制限を行う要件

◇面会制限ができる者 ⇒①市町村長 ②養介護施設の長

◇面会制限の目的 ⇒養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護

◇面会制限ができる場合

⇒①「やむを得ない事由による措置」で特別養護老人ホームへ入所した場合

②養護委託

◇面会制限の対象者 ⇒当該養護者による高齢者虐待を行った養護者

被虐待者が「虐待者と会いたい、又は会いたくない」との意思表示を明示した場合には、原則としてその意思が優先されます。成人である被虐待者本人の意思を無視する権限が、この高齢者虐待防止法第13条で市町村長に付与されたとは解釈されません。

但し、虐待者が被虐待者に面会することが他の入所者等に悪影響があると認められる場合、例えば、虐待者が面会時に暴言や暴行におよぶおそれが大きい場合等は、施設の管理者が施設内での面会を拒否することができます。

被虐待者の意思が明確でない場合には、市町村長・施設長は高齢者虐待防止法第13条の規定を持ちだすまでもなく、「本人を現に保護する責任を負うもの」として面会の可否を決定することができます。現実の対応においては、あくまでも被虐待者の安全・利益を中心に考えればよいでしょう。

市は、被虐待者を保護した場合に、虐待者や家族に被虐待者の居場所を知らせる義務を負うかどうかについては、「知らせる義務はない」と解釈されます。DVの事例で、最高裁判所の判例に次のようなものがあります。

■最高裁判所の判例

家出した母子を保護したか、という父親（夫）からの問い合わせに対し、市（政令市）が情報の開示を拒否したことについては、正当な理由がある。とした。

この理由として、『～施設入所を決意した母子の保護の有無を夫に開示することは、その結果、夫が施設に入所した後の所在を探し出し、連れ戻す等の行動に出ることも容易に推測できる所であって、～』としている。

※最高裁（平成14年6月13日決定）原審：名古屋高裁（平成13年12月11日判決）

市町村が保護をした場合、上記のDV事例と同じように保護事実の有無自体の回答を拒否する方法のほか、「保護はしたが、保護先は教えられない」と伝える方法もあります。また、身体的虐待によって措置された者が危篤の状態に陥った場合、身体的虐待によって養護老人ホームなどに措置された被虐待者が、虐待者に会いたいとの言動がない限り、原則面会は認めていません。かつ、認める場合でも職員の同席など環境を整える必要があります。

⑥ 住民票の閲覧制限（「住民基本台帳事務における支援措置申出書」による支援措置）

DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の写しの交付を制限する「支援措置」が実施されています。

高齢者虐待事例についても、DV及びストーカー事例と同じように、被虐待者の保護を図る観点から、住民票の写し等の交付等について必要な支援措置を行うことができるとされています。

《申し出の際の流れと留意事項》

(ア) 申出先…担当部署：市民課

現住所地の市区町村の住民記録台帳を管理している部署に、被虐待者又は代理人が申出書を提出します。(本人確認書類が必要)

- ・高齢者虐待の場合には、申請書のその他の欄に記入します。
- ・転出後に行う際は、転入先の市区町村に申し出ます。
- ・住所を転出先へ移す場合は、できれば事前に世帯分離を行います。

※世帯分離は、市民課窓口において「本人」もしくは本人から委任を受けた「代理人」(委任状必須)が手続きを行うことができます。

- ・転出先、本籍地等への情報提供は、DV相談機関や警察署から書類が届いてからになるため、転出手続きの際はその旨を伝え、仮措置の配慮をお願いします。
- ・行政の関係部署、たとえば介護保険情報から漏れないように相談しておくことが必要です。(国民健康保険担当課・介護保険担当課等)

(イ) 市は、相談先から意見をもらう

申請書を受理した市区町村が行います。

※被虐待者、家族は警察署や相談機関に相談しておきます。

：警察署(相談を行った警察署)・行政の担当課等

(ウ) 申出書の有効期限

1年間(市民課より継続申請についての書面が本人に届き、1か月前から延長の手続きが可能)

(エ) その他

- ・支援措置実施後は、被虐待者が住民票の写しを請求する場合でも本人確認書類が必要となります。
- ・支援措置実施後は、不当な目的によるものと認められない住民票の写し等の請求までは拒否するものではありません。
例えば：借金の返済を求める業者からの請求は拒否できません。

*ポイント

◇転入側と転出側双方で閲覧制限をかける必要があります。

◇閲覧制限は、被虐待者の安全確保のために必要かどうか、市町村長が判断します。

支援者は、警察等から助言をもらいます。

★「DV・ストーカ―行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成16年5月31日「総行市第218号」）

（問6）（答）本事務処理要領に定める支援措置は、DV・ストーカ―行為等の被害者の保護を目的としたものです。なお、他の事例において、各市町村において法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能です。

★「住民基本台帳の一部の写しの交付に関する政令の一部を改正する省令について（通知）」（平成16年5月31日「総行市第212号」）

★「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）」（平成16年5月31日「総行市第213号」「法務省民第1581号」）

★「配偶者暴力事案及びストーカ―事案の被害者にかかる住民基本台帳閲覧制限について（通達）」（平成16年5月31日「警察庁丙生企第37号」）

★「DV・ストーカ―行為の被害者の保護のための処置に係る支援措置申し出書の様式の変更と留意点について」（平成18年10月4日「総行市第136号」）

ポイント：支援措置の実施に関わる最終判断は、市町村において主体的に行うこと

★配偶者暴力事案及びストーカ―事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の運用について（通達9）（平成18年10月17日発「警視庁丙生氣企第113号」）

6（4）本支援措置については、全国市町村が共通して行うものとして、その対象者がしめされている（住民基本台帳事務処理要綱6-10-ア-（ア）参照）ところであるが、他方、個別の市町村の判断により、本支援措置の対象者以外の者であつて、特に生命又は身体に危害を受ける恐れのあるものに対し同様の措置を行うことを妨げる趣旨ではなく、これらの者についても住民基本台帳法第11条の2第1項第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能とされている。

したがって、本措置の対象者としての要件を満たさない者であつても、住民基本台帳の閲覧制限等が必要と認める者がある場合には、市町村に対して、住民基本台帳の閲覧制限等を依頼することとされたい。

(6) 個別ケース会議

① カンファレンスの具体的手法

大まかに言って、カンファレンスには、情報収集および情報の共有機能や、意見を取りまとめ方針を決定する機能、専門家や行政担当者に専門的な事柄について相談する機能があります。カンファレンスで代表的なものは、ケアマネジャーに義務付けられている「サービス担当者会議」です。そのほか、地域包括支援センターが、支援が困難な高齢者の事例を取り扱う、「地域ケア会議」。虐待事例は高齢者福祉課が主となって「コアメンバー会議」「個別ケース会議」「個別事例検討会」を取り扱います。これらを必要に応じて使い分けたいと思います。

カンファレンスを行う時期の設定は重要です。「支援が困難な事例」に遭遇したら、遅滞なくカンファレンスを行い、方針を設定することが必要です。一方、カンファレンスがうまく機能するためには、事前の情報収集や、ある程度の活動実績が必須です。特にカンファレンス主催者はカンファレンスが「事例援助のどの時点で行われているか」を認識し、カンファレンスの意味づけを明確化する必要があります。そして、必要な情報を準備し、ある程度の道筋を想定してカンファレンスに臨むことが理想です。そのような作業がうまくなされないまま開催すると、意見のとりまとめに至らないばかりか、情報を提示しあうだけで時間が費やされたり、有効な議論ができないことがあります。

経験を蓄積すると、カンファレンスの意味づけの認識がより明確になり、カンファレンスの結末に対してある程度の予測をもって開催できるようになります。

② 被虐待者と信頼関係を構築する

虐待事例に対する際、被虐待者との信頼関係を構築することは非常に重要です。被虐待者は、多くの場合、失意にさいなまれており、孤独な状況で耐えています。そこに、信頼できる支援者が現れ、「この支援者は必ず味方になってくれる」という確信を被虐待者が得ることは、通常、決定的な援助基盤となります。

第一は、被虐待者と信頼関係を構築し、被虐待者が「第三者が自分を助けてくれるのだ」という確信を持つように援助することの重要性です。

支援者の誰かひとりでも、このような関係を被虐待者に対して構築できると、支援者が虐待者に直接的な影響力を行使できなくても、被虐待者は孤独感から解放されます。被虐待者は孤独であるときは虐待者に従順だったとしても、このような支援者を得ると、より自立的に行動できることがあります。

第二は、「介護保険などのサービスを導入するだけで、状況が緩和することが多いこと」です。多かれ少なかれ、虐待は密室の中で行われています。被虐待者が医療や介護を適切に受けていない場合があります。このような場合、週一回サービスを導入するだけでも、虐待は第三者の目を気にして状況も緩和することは珍しくありません。虐待を意識した「特別な対応」ではなくても、「ありきたりの介護保険サービスなどを導入すること」が重要なのです。

第三に、そのようなサービス事業者の方と被虐待者が信頼関係を構築することで、被虐待者は大きく心理的にも救われます。実際の事例では、介護保険サービスなどを導入

し、「サービスの提供を継続し信頼関係を蓄積していく」だけで事態は大きく前進することが珍しくありません。サービスなどの提供を通じて、信頼蓄積を行うことで、被虐待者への癒しの力を発揮することがしばしばあります。そのプロセスで「虐待者すら癒される」こともあります。「ごく普通のサービスの継続」にはそのような潜在的な力があるといえます。

支援者は被虐待者との信頼関係を蓄積し続けていれば、その後、様々なトラブルに遭遇しても、手が打てると思われれます。

③ 虐待者に辛抱強く関わる ～虐待者のレスキューのサインを見逃さない～

虐待者への援助は、比較的難易度が高いスキルです。

支援をすんなり受け入れてくれない場合も多く、支援しようとして逆にトラブルになることもまれではありません。虐待者になる人は、「対人関係に多少なりとも問題を抱える人」が多いからです。実は、被虐待者のみならず「虐待者も助けを求めていること」が珍しくありません。虐待者と支援者が信頼関係を構築し、虐待者が「第三者が自分を助けてくれる」という確信を持つと、大きく状況を改善できます。

そのため、虐待者支援が虐待事例支援の本質的な仕事であると信じています。支援者が「虐待者を助けるというメッセージを出し続ける」重要性は強調しておきたいと思います。

今までの虐待事例との関わりの中で心を開かない虐待者や、攻撃的な虐待者に、根気よく関わり、虐待者への支援を行うことで、虐待者との信頼関係構築に最終的に成功した例がいくつもあります。

最初は虐待者が支援者を恨むことはありますが、誠実に支援者が対応しているうちに、支援者へ助けを求めてくることがあります。「助けを求めて」来てくれさえすれば、あとは、様々な手法を駆使して、援助を組み立てればよいわけです。「助けを求めて来てくれるまでの道程」の構築には、信頼が得られる関わりと時間が必要です。

(7) 関係機関・関係者による援助の実施

【成年後見制度】

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

〔ケース1 被虐待者のサービス利用料を虐待者が支払わない場合〕

被虐待者の年金の存在はきちんと把握しているが、年金等財産を管理する虐待者が、介護保険サービスなどの自己負担の利用料を支払わない場合、「成年後見制度」を活用し、他の親族もしくは第三者が被虐待者の後見人等(以下、成年後見人、保佐人、または補助人のこと等を言います。)となり、被虐待者の年金管理を行い、サービス利用料等の支払いをすることができる場合があります。また、未納していた利用料の支払い計画も検討できます。

〔ケース2 施設入所が必要であるが、虐待者が拒否する場合〕

被虐待者を虐待者から分離する必要があるが、虐待者が拒否する場合、状況によっては「成年後見制度」を活用し、他の親族もしくは第三者が後見人等(以下、成年後見人、保佐人、又は補助人のこと等を言います。)となり、施設入所へつなげることができます。後見人等が財産管理も行うことで施設利用料も支払えます。

在宅サービスが必要にも関わらず、利用を虐待者が拒否する場合、「成年後見制度」の活用で、後見人等が管理する財産から利用料を支払い、サービス利用が可能となります。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。このような場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立を行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市町村長が申立人(木更津市の窓口は、福祉相談課)となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得る努力が必要です。高齢者虐待事例では、主に「法定後見制度」を活用します。

《成年後見制度申立ての手続きに関する相談窓口》

千葉県家庭裁判所 木更津支部 0438-22-3775

〒292-0832 木更津市新田2-5-1 (3階)

窓口…月～金曜日 9:00～12:15、13:00～17:00

※受理面接は予約制(月4回 お問い合わせください)

法定後見制度：

判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

任意後見制度：

本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を支援する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

法定後見制度の概要

類型		補助	保佐	後見
判断能力の程度		支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
申立権者		本人・配偶者・4親等以内の親族・検察官・任意後見人・任意後見監督人・任意後見受任者・市区町村長など		
申立に対する本人の同意		必要	不要	不要
申立て場所		家庭裁判所		
申立て費用 ・申立て手数料 ・登記手数料 ・郵便切手		約1万円 同意権・代理権を付与する場合にはそれぞれ付与申立て手数料800円がかかる		約1万円
精神鑑定		不要	原則必要 ※鑑定料は5～10万円くらい (本人の判断能力により免除されることがあり)	
呼名	本人(利用者)	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	後見人等	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人

〔後見人等の義務〕

選任された成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の生活環境や生活状況、身体的精神的状況等を配慮して本人にとって最良の方法や手段を選択しなければならない「身上配慮義務」が課せられます。(民法第858条) 保佐人、補助人に対しても「身上配慮義務」は課せられます。(民法第876条の5、同条の10)

成年被後見人の意思の尊重及び身上配慮
(民法第858条)

⇒

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養監護、及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

〔成年後見人等の権限〕

法定後見制度における後見人等の職務権限は、申立てに基づいて個別に設定された「同意権・取消権」と「代理権」となります。

これらの権限により後見人等は本人の代理人として法律行為を行うことで、本人の利益を守り、本人の立場を代弁することができます。

類型		補助	保佐	後見
後見人等の権限	同意権 (※1)	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律」行為	民法 13 条 1 項の所定の行為	本人の法律行為全般 (日常生活に関する行為は対象外)
	取消権 (※2)			
	本人の同意	必要	必要	不要
	代理権 (※3)	申立て範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関するすべての法律行為
本人の同意	必要	必要	不要	

※1 同意権…補助人・保佐人の同意を得なければ本人が特定の法律行為をすることができない権限

※2 取消権…本人が行った法律行為を取り消すことができる権限

※3 代理権…成年後見人等が本人に代わって特定の法律行為を行う権限

《後見人等の権限における注意点》

①本人の意思に反して強制的に権限を行使することはできません。

強制的に病院受診や入院、施設への入所等は行えません。ただし、精神保健法に基づく「医療保護入院」について、成年後見人等が同法の「保護者」になる場合は例外です。

②一身専属的権利の代理は行えません。

「一身専属的権利」 ⇒ 結婚、離婚、認知、養子縁組などを行う権利

③居住用不動産の処分や高額な支出については、家庭裁判所の許可が必要です。

④第三者の成年後見人等が身元保証人、身元引受人になることはできません。

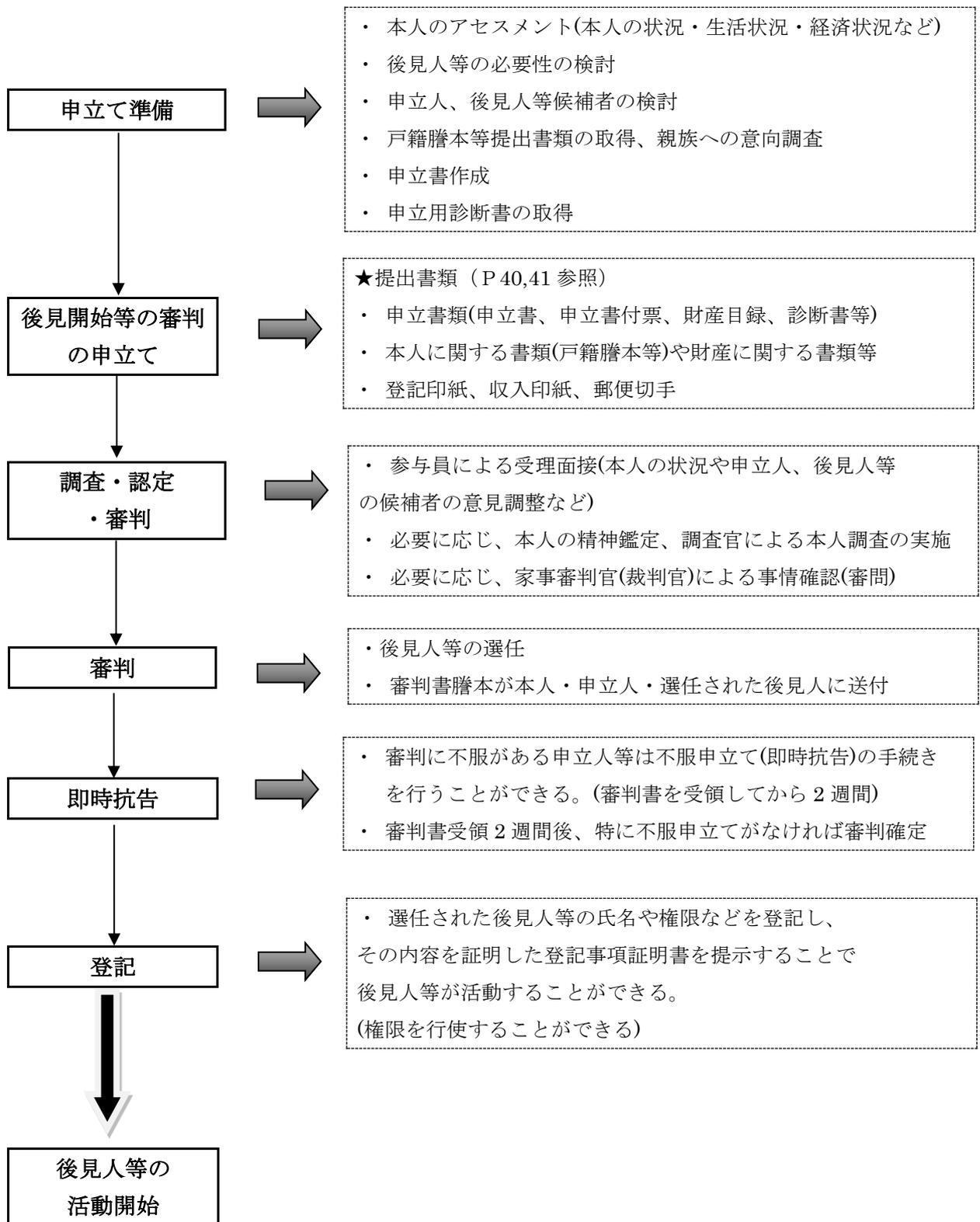
具体的に求められている役割を確認し、成年後見人等として関わる事が出来るのか、またそれが妥当なのかを判断する必要があります。

⑤医的侵襲を伴う医療行為に対する同意権はありません。

「医的侵襲を伴う医療行為」 ⇒ 生命・身体に危険を及ぼす可能性のある検査や治療行為(与薬・注射・輸血・放射線治療・手術など)

成年後見制度の申立ての流れ ～参考～

成年後見制度を申立てる場合、手続きから実際に後見人等が活動できるまでの一連の流れは下記ようになります。



後見開始事件必要書類一覧表

※必要書類の注意点

- ・ 下線の書類は必ず原本を提出して下さい。他の書類はコピーでかまいません。
- ・ここに挙げたものは一例です。申立て内容によっては、これ以外の資料もご提出していただく場合があります。
- ・成年後見関連事件について、個人番号（マイナンバー）は必要ありません。提出資料にマイナンバーが記載されている場合は、その部分を黒く塗りつぶすか、隠してコピーを取った上で、マイナンバーが写っていないコピーを提出してください。

書 類	備 考
1 申立手続書類	
【成年後見・保佐・補助 共通】	
<input type="checkbox"/> <u>申立書</u>	
<input type="checkbox"/> <u>申立表付票</u>	本人が申し立てる場合は、本人申立用に記入する
<input type="checkbox"/> <u>診断書及び診断書付票</u>	家庭裁判所のホームページよりダウンロードした用紙を使用し、作成日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>後見人等候補者事情説明書</u>	候補者がいる場合には、候補者自身が作成する
<input type="checkbox"/> <u>親族関係図</u>	本人の推定相続人は全員を記載する
<input type="checkbox"/> <u>親族の同意書</u>	本人の推定相続人(もらうのが困難な場合はなくても可)
<input type="checkbox"/> <u>収支予定表</u>	
<input type="checkbox"/> <u>財産目録</u>	
【保佐開始の場合】	
<input type="checkbox"/> <u>本人の同意書</u>	本人による申立てではない場合に提出
<input type="checkbox"/> <u>代理行為目録</u>	代理権付与を求める場合に提出
【補助開始の場合】	
<input type="checkbox"/> <u>本人の同意書</u>	本人による申立てではない場合に提出
<input type="checkbox"/> <u>同意行為目録</u>	同意権付与を求める場合に提出
<input type="checkbox"/> <u>代理行為目録</u>	代理権付与を求める場合に提出
2 本人に関する書類	
<input type="checkbox"/> <u>戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）</u>	本籍地の市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>住民票（又は戸籍附票）</u>	住民登録している市区町村役場に請求し（戸籍附票は本籍地）発行日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>後見登記されていないことの証明書</u>	法務局に請求。発行日から3か月以内のものを提出
<input type="checkbox"/> <u>障害者手帳・療育手帳等</u>	所持している場合のみコピーを提出

3 後見人候補者に関する書類 <input type="checkbox"/> <u>住民票</u>	住民登録している市区町村役場に請求し、発行日から3か月以内のものを提出
4 本人の財産に関する書類 (1) 定期的な収入に関する資料 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票又は確定申告書	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> 年金証書又は年金改定通知書	同上
(2) 定期的な支出に関する資料 <input type="checkbox"/> 施設利用料、家賃がわかるもの	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料・介護保険料納付書	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
<input type="checkbox"/> 固定資産税納付書	同上
<input type="checkbox"/> 医療費の領収書	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
(3) 預貯金に関する資料 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳又は証書	通帳すべてについて過去1年分のコピーを提出
(4) 株式、投資信託などの金融資産に関する資料 <input type="checkbox"/> 有価証券取引残高報告書	直近のもの。手元にない場合は証券会社に請求し、発行を受けてコピーを提出
(5) 不動産に関する資料 <input type="checkbox"/> <u>不動産登記事項証明書</u>	法務局に請求し、発行を受けて提出
<input type="checkbox"/> <u>固定資産評価証明書</u> 又は固定資産税納税通知書	証明書は当該不動産が存在する市区町村役場に請求し、発行を受けて提出
(6) 保険契約に関する資料 <input type="checkbox"/> 保険証書	コピーを提出
(7) 債権・負債に関する資料 <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約書及び償還表	コピーを提出
(8) その他 <input type="checkbox"/> 被相続人の遺産目録	申立ての動機が遺産分割協議（相続放棄手続）の場合に提出
<input type="checkbox"/> 遺産目録に記載した財産の資料	同上（可能な範囲で可）
<input type="checkbox"/> 本人が受領予定の生命保険金の保険証書	同上（可能な範囲で可）

5 申立費用

(1) 申立手数料の収入印紙 1件あたり800円

後見開始、保佐開始=800円

保佐（補助）開始+代理権付与=1600円

保佐（補助）開始+同意権付与=1600円

補助開始+代理権付与+同意権付与=2400円

(2) 後見登記手数料の収入印紙 2600円分（申立書に貼らないでください）

(3) 郵便切手

券 種	後見開始	保佐開始・補助開始
500円切手	5枚	7枚
100円切手	5枚	10枚
84円切手	7枚	7枚
50円切手	3枚	3枚
10円切手	5枚	5枚
1円切手	15枚	15枚
合計	3803円	5303円

（以下は，法人が後見人候補者の場合）

- 法人登記に係る現在事項全部証明書
- 定款
- 収支決算書又は貸借対照表
- 法人の財産目録
- 賠償責任保険への加入を証する書類
- 上申書（法人内部の指揮命令・指揮監督体制，本人との利害関係の有無，担当者氏名等について記したもの）

成年後見制度の申立受付・相談

千葉家庭裁判所 木更津支部

0438-22-3774

【日常生活自立支援事業】

千葉県後見支援センター(愛称:すまいる)では、高齢者や障害者の自立した地域生活を支援しています。

ご利用できる方は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などで、自分の判断能力に不安のある方(ただし、契約に際してその内容を理解する能力のある方)です。

[サービスの内容]

福祉サービス利用援助

1. 福祉サービスの利用に関する情報提供・助言
2. 福祉サービスを利用する際の手続き援助
3. 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助
4. 日常生活に必要な事務に関する手続き

財産管理サービス

1. 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払い戻しの手続き
2. 公共料金・税金・医療費等の支払いの手続き
3. 年金・手当等の受領確認

財産保全サービス

財産を金融機関の貸金庫に保管します。

(預貯金の通帳・保険証書・不動産権利証・契約書・実印等)

弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

専門的な援助や助言が必要な方や成年後見制度の利用を希望されている方に対して、弁護士・司法書士・社会福祉士を紹介します。

[利用料]

相談・支援計画の作成・弁護士等紹介サービスについては無料。

生活支援員による援助については有料。

区分	金額
会費	月額 300 円
財産保全サービス	月額 350 円
財産管理サービス 及び福祉サービス利用援助	1 回 1,500 円

※生活保護受給世帯は無料です。

[サービスの利用について]

まず、木更津市社会福祉協議会までご相談ください。

その後、専門員がご自宅を訪問し、ご本人との面談、関係者との調整等を行います。

ご本人の希望と状況に応じた契約内容・支援計画を提案し、ご納得いただけたら契約を結びます。

契約が成立すると「生活支援員」が派遣され、サービスの提供が始まります。

《日常生活自立支援事業に関する問い合わせ》

きさらづ成年後見支援センター 0438-22-6226

(木更津市社会福祉協議会内)

【経済的支援】

虐待事例の中には、経済的困窮により被虐待者に「必要な介護保険サービスを使わせない」「必要な医療を受けさせない」「十分な食事を提供しない」などの経済的虐待やネグレクトを行うことが多くあります。また、生活困窮によるストレスから虐待者が被虐待者へ身体的・心理的虐待を行うこともあります。

経済的困窮が要因となる虐待の場合、「収入増加」「支出減少」のための支援策を考える必要があり、公的年金制度や低所得世帯等に対する制度の利用ができないかの確認をしていくことも重要です。

① 「収入増加」の視点

年金受給権はあっても手続きの難しさや制度を知らないことにより受給されていないことがあります。虐待者や被虐待者が無年金の場合、その生活歴や病歴から受給資格があるかどうかを確認する必要があります。本人の委任状があれば、第三者が申請を代行することもできます。

その他、難病者や児童と同居している世帯の場合、難病患者療養見舞金（木更津市独自）や児童手当等の申請が出されているかを確認していくことも大切です。

《健康保険・厚生年金に関する問い合わせ》

木更津年金事務所 0438-23-7616

〒292-8530 木更津市新田 3-4-31

《年金相談》

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

② 「支出減少」の視点

住民税額は、住民税の納税義務者が所得金額と所得控除額等を申告することで決定されます。

一定の所得があり住民税が課税される方が、寡婦控除や障害者控除、医療費控除等の申告をすることにより住民税が非課税になったり、課税額が減少することもあります。そのため、所得税の確定申告や市・県民税の申告手続きを支援することはとても重要です。

③ 非課税者と非課税世帯者の理解

非課税者とは「市・県民税が課税されない人」であり、非課税世帯とは「世帯員全員が非課税者である世帯」を言います。

〔世帯分離〕

所得が低い方でも、家族と同居し、家族の扶養に入っている場合には課税世帯と位置づけられている場合が少なくありません。例えば被虐待者は無年金でも虐待者が課税状況にある場合、被虐待者は世帯の構成員として位置づけられるので、課税世帯扱いにな

ります。しかし、経済的困窮により虐待者が被虐待者に適切な介護保険サービス等の各種制度を利用させない場合は、少しでもサービス等の利用料を減らすことでサービスを活用しやすくするために、所得のある虐待者（課税世帯）から、住民票上世帯を分けること（世帯分離）で、被虐待者が非課税世帯となり、低所得世帯として制度を活用できる場合があります。

この「世帯分離」を行うと、家族の扶養からはずれることになるので、国民健康保険の保険料や介護保険料については本人が払わなければならない、家族の扶養手当も当然なくなり、控除の対象からもはずれます。世帯分離は被虐待者を非課税とし、メリットは大きくなりますが、その分虐待者の所得状況が変化します。この「世帯分離」を検討する際には、被虐待者や虐待者と「世帯分離」をすることによって伴うメリット・デメリットを十分話し合い、経済的困窮から生じる課題の解決手段の1つとして、慎重に選択することが重要です。

〔市民税課での申告〕

本来非課税世帯であるにも関わらず、市・県民税の申告がされておらず、課税世帯になっている場合があります。

また、控除額が増えることにより、非課税になる場合があります。

収入が全くない場合も、「収入が0円である」ことをきちんと申告する必要があります。

④ 生活保護制度の活用

虐待事例では、その背景に経済的問題がある場合が多いと言えます。特に経済的虐待を受けている事例では、その傾向があります。そのため、生活保護を受給することによって、経済的困窮から生じる虐待者のストレス軽減につながり、「医療や介護を受けさせない」「食事を制限する」「おむつ交換を控える」などの虐待に対しても、最低限の生活や適切な医療・介護が保障されることで、被虐待者の生活状況が好転するきっかけとなります。

ただし、生活保護の受給には要件があります。たとえ現在生活に困窮していても、基準を超える資産や収入がある場合などは受給できない可能性があります。また、扶養義務者がいる方は、扶養義務者との交流状況・援助の可否なども確認事項となります。これは、生活保護受給の可否を問わず、虐待防止に必要な情報ですので支援時にはアセスメントする必要があります。

虐待事例の中には、生活能力に乏しい虐待者が債務超過している事例、被虐待者が受け取るべき年金が担保に入っていて年金受給が妨げられている事例、経済的に困窮している虐待者を被虐待者と分離しなければならない事例なども珍しくなく、生活保護を導入する必要性のある事例が数多く見られます。

⑤不動産担保型生活資金

[不動産担保型生活資金]

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得者の高齢者世帯に対し、不動産を担保にして毎月の生活費の貸付を行う貸付金です。

借入申込世帯の構成員が原則 65 歳以上で、不動産は借入申込者の単独所有又はその配偶者と共有している世帯（借地・借家・マンションは不可）

借入申込者の世帯が現に居住し、不動産（土地・建物）に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権等の設定がされていないこと。土地のみの評価額が概ね 1,000 万円以上であること。世帯の収入が市町村民税非課税世帯程度の低所得世帯であることなどの条件がありますが、主に年金生活者が対象となると想定されています。

なお、推定相続人からは、連帯保証人一名を選任する必要があり、相続する不動産の価値を使ってしまうことから、推定相続人全員の同意も必要となります。

貸付限度額は土地及び建物の評価額の 70%以内かつ 1 ヶ月 30 万円以内となります。償還の際の利息は年 3%または毎年 4 月 1 日の長期プライムレートのいずれか低い利率となります。

償還期限は「借受人の死亡など貸付契約の終了時」となっており、すなわち本人が亡くなったあとに、連帯保証人あるいは相続人らが、担保となっていた自宅（土地）を売却し返済することになります。また、借受人が亡くなり貸付限度額に達している場合も償還手続きが行われ、同居の家族は原則としてその家に住み続けることができなくなるため、申請前の十分な検討が必要です。

[要保護世帯向け不動産担保型生活資金]

借入申込世帯の構成員が原則 65 歳以上で、不動産は借入申込者の単独所有又はその配偶者と共有している世帯（借地・借家・マンションは不可）

借入申込者の世帯が現に居住し、不動産（土地・建物）に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権等の設定がされていない「要保護者」が対象となります。

土地の固定資産税評価額に 10/7 を乗じた額が概ね 500 万円以上で判断し、その不動産を担保に生活資金の貸付を受けて、本人の死後に清算するものです。不動産担保型生活資金のように、連帯保証人をつける必要はありません。

通常の「不動産担保型生活資金」との違いは、対象が「要保護者に限定」されている点です。

ただし、この制度を利用している間は、生活保護は適用されないこととなっています。

貸付限度額は土地及び建物の評価額の 70%以内とされ、月額の貸付額は保護基準額の 1.5 倍、償還の際の利子は年 3%または毎年 4 月 1 日の長期プライムレートのいずれか低い利率となります。

(別表1) 生活福祉資金一覧

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金(注)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人なし でも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活 支援費とあわせて 貸し付けている場 合は、生活支援費 の最終貸付日) から6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限金額を設定	貸付けの日(分割 による交付の場合 には最終貸付日) から6月以内	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人なし でも貸付可
	緊急小口資金(注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日 から2月以内	据置期間経過後 12月以内	無利率	不要
	教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利率
就学支度費		・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の評価額の70%程度 ・ 月30万円以内 ・ 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 期75(4)の いずれか 低い利率	必要 ※推定相続人 の中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地及び建物の評価額の70%程度(兼合住宅の場合は50%) ・ 生活扶助額の1.5倍以内 ・ 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 				不要

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

⑥ 生命保険と住宅ローンについて

被虐待者が、財産を持っているが、障害をもち、生活や介護に困窮している例は珍しくありません。

生命保険は、実は死亡していなくても受け取ることができます。通常、生命保険は死亡または重度障害に対し保険金を支払うものだからです。例えば、介護保険で要介護4～5に該当する程度の重度障害があると、保険金を受け取ることができます。つまり、被虐待者が重度障害を有する場合は、生命保険の保険金を受け取ることが可能です。

もうひとつ重要なことは、通常「住宅ローンには生命保険による補償がついている」ことです。つまり、借り手が重度障害になったり死亡すると、住宅ローンを補償してくれるシステムになっています。従って、重い障害を有する被虐待者が住宅ローンを返済途中である場合、この補償制度を用いて住宅ローンを終了させることができます。

⑦ 一時保護施設の活用

一時保護施設は、深刻な虐待事例で、緊急かつ非常に必要性の高い分離を要する場合に利用を検討します。一般に一時保護施設は、長期滞在ができません。

虐待者の暴力から逃れたい時、安心して身を寄せるところがない時に場所を提供します。

一時保護施設では、入所後に関係者が今後の生活のことや落ち着き先などについて調整します。この行先は、一般家屋のこともあれば養介護施設などの場合もあります。

⑧ 介護保険制度に関する低所得者への制度

(ア) 介護保険料の設定

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに見直され、令和6年度から令和8年度までの保険料基準額（年額）は69,500円です。保険料は所得状況等や世帯の市民税の課税状況に応じて算定され負担能力を適切に反映できるように14段階の多段階設定となっています。

低所得者対策として、第1～3段階に該当する方には、基準額に乗じる負担割合により保険料を軽減します。

(イ) 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割または3割）額の合計が下表の上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなる仕組みになっています。

- ・給付を受けるには申請が必要です。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担額を合計します。
- ・所得区分によって利用者負担の上限額は異なります。

利用者負担の上限額（月額）

利用者負担段階区分	上限額（世帯）
課税所得 690 万円以上 （年収約 1,160 万円以上）	140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）	93,000 円
住民税課税～課税所得 380 万円未満 （年収約 770 万円未満）	44,400 円
世帯全員が住民税非課税	24,600 円
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 公的年金等収入額（遺族年金等を含む）とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円以下 </div>	24,600 円（世帯）
	15,000 円（個人）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 老齢福祉年金受給者 </div>	24,600 円（世帯）
	15,000 円（個人）
利用者負担が 15,000 円に減額されることで生活保護の受給対象とならない世帯	15,000 円
生活保護受給者	15,000 円（個人）

（ウ）施設サービス利用費負担限度額の適用

施設サービスを利用した時は、施設サービス費の 1 割、2 割または 3 割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。低所得の人の施設利用が困難にならないように、申請により下表の段階に応じた居住費・食費を負担し、超えた分を介護保険（特定入所者介護サービス費）から支給する制度です。

申請し、該当となった方には負担限度額認定証が交付されますので、同証を介護保険施設等に提示するとあらかじめ減額した金額で利用できるようになります。

※事前に介護保険課へ申請が必要となります。

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

※（ ）の金額は令和6年8月から改正される金額となります。

利用者 負担段階	居住費					食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室 (特養)	従来型 個室 (老健)	多 床 室	施設	短期 入所
・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課 税の方 【第1段階】	820円 (880円)	490円 (550円)	320円 (380円)	490円 (550円)	0 円	300円	300円
世帯全員が住民税非課 税で、合計所得金額と課 税年金収入額、非課税年 金収入額の合計が80万 円以下の方 【第2段階】	820円 (880円)	490円 (550円)	420円 (480円)	490円 (550円)	370 円	390円	600円
世帯全員が住民税非課 税で、合計所得金額と課 税年金収入額、非課税年 金収入額の合計が80万 円超120万円以下の方 【第3段階①】	1310円 (1370円)	1310円 (1370円)	820円 (880円)	1310円 (1370円)	370 円	650円	1000 円
世帯全員が住民税非課 税で、合計所得金額と課 税年金収入額、非課税年 金収入額の合計が120 万円超の方 【第3段階②】	1310円 (1370円)	1310円 (1370円)	820円 (880円)	1310円 (1370円)	370 円	1360 円	1300 円
該当にならない方	・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。						

《介護保険に関する相談窓口》

○介護保険料について

介護保険料係 0438-23-7161

○介護保険の認定・給付について

介護認定給付係 0438-23-7178

0438-23-7162

⑨ 医療保険制度に関する低所得者等への制度（国民健康保険および後期高齢者医療制度）

(ア) 保険税及び保険料の軽減措置について

所得の少ない世帯は、その世帯の所得に応じて、保険税及び保険料額が軽減されます。

(A) 75歳未満の人の場合

世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減割合
「基礎控除(43万円)」+10万円×（給与・年金所得者の数-1）を超えない世帯	7割
「基礎控除(43万円)+29.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者の数-1）」を超えない世帯	5割
「基礎控除(43万円)+54.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者の数-1）」を超えない世帯	2割

※4月1日現在の世帯主及び被保険者の数とその所得の合計で判断します。（この日以降の新規加入世帯はその資格取得日で判断します）

(B) 75歳以上の人等の場合（※後期高齢者医療制度被保険者）

均等割額の軽減

世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減割合
「基礎控除(43万円)」+10万円×（給与・年金所得者の数-1）を超えない世帯	7割
「基礎控除(43万円)+29.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者の数-1）」を超えない世帯	5割
「基礎控除(43万円)+54.5万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者の数-1）」を超えない世帯	2割

※年金所得の場合、総所得金額等から15万円が特別控除されます。

(イ) 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になった時、申請して認められると、次の自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

該当する人には、保険年金課から申請のお知らせをします。

・世帯合算

同一世帯で1ヶ月につき21,000円以上の自己負担額が複数あった場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。

・特定疾病

長期間にわたって高額な治療を必要とする下記の特定疾病の人は、自己負担額が1医療機関につき、1ヶ月10,000円までとなります。

保険年金課での申請により交付される「特定疾病療養受領証」を医療機関の窓口へ提示が必要です。

○人工透析を必要とする慢性腎不全

○先天性血液凝固因子障害の一部

○血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

※70歳未満の所得区分ア・イ、所得未申告者については、自己負担額は1ヶ月20,000円までとなります。

(A) 国民健康保険加入世帯

70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
① 区分ア (課税所得 901 万円超)	252,600 円 ●医療費が 842,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算	140,100 円
② 区分イ (課税所得 600 万円超 901 万円以下)	167,400 円 ●医療費が 558,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算	93,000 円
③ 区分ウ (課税所得 210 万円超 600 万円以下)	80,100 円 ●医療費が 267,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算	44,400 円
④ 区分エ (課税所得 210 万円以下)	57,600 円	44,400 円
⑤ 区分オ (住民税非課税世帯)	35,400 円	24,600 円

※課税所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことで、所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

70歳以上 75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
⑥ 現役並み所得Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円	●医療費が 842,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算 (4 回目以降の場合は 140,100 円)
⑦ 現役並み所得Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円	●医療費が 558,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算 (4 回目以降の場合は 93,000 円)
⑧ 現役並み所得Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円	●医療費が 267,000 円を超えた場合は 超えた分の 1%を加算 (4 回目以降の場合は 44,400 円)
⑨ 一般 (課税所得 145 万円未満等)	18,000 円※	57,600 円 (4 回目以降の場合は 44,400 円)
⑩ 低所得者Ⅱ※1	8,000 円	24,600 円
⑪ 低所得者Ⅰ※2	8,000 円	15,000 円

・年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

・75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

※1 低所得者Ⅱ 世帯の全体が住民税非課税の方

※2 低所得者Ⅰ 世帯の全体が住民税非課税の方で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方

※現役所得者Ⅰ・Ⅱの方、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は外来及び入院時に「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関の窓口に提示する必要があります。（認定証は申請が必要）提示がない場合は医療機関等の窓口は自己限度額が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の扱いとなります。

(B) 75歳以上の人等の場合(※後期高齢者医療制度被保険者)

区 分		外来（個人単位）の限度額	世帯単位の限度額入院＋外来
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上の被 保険者および同一世帯の 被保険者		252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1% ●多数該当：140,100 円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上の 被保険者および同一世帯の 被保険者		167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1% ●多数該当：93,000 円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上～		80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1% ●多数該当：44,400 円	
一般	Ⅱ	6,000 円＋（医療費－3 万円）× 10%または 18,000 円の いずれか低い方を適用 ●年間：144,000 円	57,600 円 ●多数該当：44,400 円
	Ⅰ	18,000 円 ●年間：144,000 円	
低所得Ⅱ※1		8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ※2		8,000 円	15,000 円

※1 低所得者Ⅱ 世帯の全体が住民税非課税の方

※2 低所得者Ⅰ 世帯の全体が住民税非課税の方で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に 0 円となる方

※現役所得者Ⅰ・Ⅱの方、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は外来及び入院時に「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関の窓口に提示する必要があります。（認定証は申請が必要）提示がない場合は医療機関等の窓口は自己限度額が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の扱いとなります。

⑩ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険および介護保険の年間合計自己負担額が著しく高額になった場合、医療保険と介護保険自己負担限度額を適用後に、合算した自己負担分が下記の限度額を超えた時に、その超えた分が支給されます。

(A) 70歳未満の人の場合

所得区分	医療保険+介護保険の限度額（年額）
① 区分ア （課税所得 901 万円超）	212 万円
② 区分イ （課税所得 600 万円超 901 万円以下）	141 万円
③ 区分ウ （課税所得 210 万円超 600 万円以下）	67 万円
④ 区分エ （課税所得 210 万円以下）	60 万円
⑤ 区分オ （住民税非課税世帯）	34 万円

(B) 70歳以上 75歳未満の人の場合並びに後期高齢者医療制度

所得区分	医療保険+介護保険の限度額（年額）	
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上の被保険者および 同一世帯の被保険者	212 万円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上の被保険者および 同一世帯の被保険者	141 万円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上の被保険者および 同一世帯の被保険者	67 万円	
一般	56 万円	
低所得者	Ⅱ	31 万円
	Ⅰ	19 万円

※基準の課税所得は本人および同一世帯の被保険者が

※限度額を超える額が 500 円以下の場合は支給されません。

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

《国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する相談窓口》

○国民健康保険の手続き等に関すること

保険年金課 国保給付係 0438-23-7014

○後期高齢者医療に関すること

保険年金課 後期高齢者医療係 0438-23-7024

(7) 定期的な訪問等によるモニタリング

〔虐待事例の見守りと状況変化への迅速な対応〕

見守りは、「観察している」「手をこまねいている」わけではありません。常に、専門職側で「被虐待者と虐待者を助けるというメッセージを出し続ける」ということであり、様々な課題の発生に対して、迅速に対応する準備を保つことです。

被虐待者である高齢者は虚弱なことが多く、虐待行為と直接的な関係がなくても（あるいはあっても）、疾病にかかったり外傷を負うなどの状況が発生します。このような状況を即座にとらえ、しっかり支援することは、重要な虐待対応テクニックです。このような場合に、入院対応などを行うと、普段簡単には会うことができない虐待者にも、比較的容易に会うことができることも珍しくありません。特に、医師の病状説明場面などに同席すると容易に虐待者と面会することができます。

また虐待事例の家庭は経済的に困窮していることが多く、しばしば電話や電力、水道などを止められてしまう、というような場面に遭遇します。このような状況も即座にとらえ、しっかり支援します。

このような行為の蓄積により、虐待者も支援者のことを「煙たい存在」から「頼りになる存在」と思ってくれるようになることは珍しくないのです。虐待者から「一目おかれる存在」に支援者になったとき、虐待事例への本質的な対応の道が開かれます。

また被虐待者の状況が思わしくない場合、見守りにあたり、支援者側で介入の基準をもって取り組むという手法があります。例えば「再度、体の傷が発見されたら分離する」「〇〇kg以上の体重減少が見られたら分離を行う」といったように、あらかじめ支援者側で一定の決断目安をもって見守りに臨むのです。そうすることにより、「見守り」がより積極的な意味をもつようになると言えます。

(8) ケース会議による評価

虐待個別ケース会議では市が責任者として、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的な分析が必要です。各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応計画を決定します。個別の事例に応じて必要不可欠な関係機関を招集し、虐待対応計画を策定することが効果的です。「現在対応を行っている機関」に加え、「今後関与を依頼する機関」にも出席を依頼します。策定された虐待対応計画は、関係機関相互に共有し、関係機関が一体となって虐待に対応します。

虐待対応計画を作成したら、役割分担に応じて期日までに計画を実施し、評価を行います。毎回の評価ではアセスメントや虐待対応計画の見直しの必要性があるのか、あるいは現在の計画のもとで継続して対応していくのか、などについても適切に見極めます。どうしたら終結にむけていけるのかを視点に、実施状況の確認、支援計画の見直しを繰り返し行います。

(9) 計画的なフォローアップ：支援終結の判断

地域包括支援センター、中核地域生活支援センターなどの権利擁護に関する専門職は、深刻な虐待事例に対応することが求められますが、虐待の状況がある程度落ち着いた時点で、ケアマネジャーや地域の支援者に支援をゆだねていく、という段階に入ります。

逆に言えば、権利擁護に関する専門職は、漫然と支援を続けるのではなく、援助の初期段階から予測をもって支援を進め、各段階で自分の支援の進行状況を評価し、一定の支援が完結した段階で「支援終結」とする目標をもって対応します。支援の期間が長い事例では、およそ1ヵ月あるいは6週間程度の時点で、自分が行う援助が終結までの道のりのどの位置にあたるのかを評価するのが良いとされています。そして、虐待対応の終結の判断は、虐待事例検討会議において判断します。

支援終結とするのは次のような場合があります。

- 二次分離を行い、分離した場所での被虐待者の状況の安定が確認できたとき
- 居宅での虐待状況が緩和し、ケアマネジャーおよびその他の支援者の援助が継続され、虐待の再発に対応可能な状況が作られているとき
- 施設虐待の場合は、施設管理者やスタッフの教育システム、労務管理システムの改善が見られ、施設内の虐待状況が緩和したとき
- 高度の犯罪性のある虐待行為で、警察による虐待者の逮捕などが行われたとき
- 被虐待者あるいは虐待者が死亡したとき、あるいは虐待者が疾病や外傷で虐待行為が不可能となったとき

以上のような場合には「支援終結」としますが、いったん終結とした後、新たな課題が生じたときには速やかに支援を再開することはいうまでもありません。重要なことは、予測をもって支援し、支援が終結に向かうように積極的に活動していくことです。

2 分離

(1) 分離の必要性の判断

権利擁護に関する専門職は、被虐待者の状況を確認した時、支援困難事例相談表に記載している「支援の緊急性の判断基準」を活用し、以下を視野に入れて分離の必要性を検討します。

- ①意識混濁、脱水症状の繰り返し、重度の褥そう、栄養失調、強い自殺念慮がある
- ②被虐待者自身が保護を求めている
- ③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等訴えがある
- ④虐待による、被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている
- ⑤虐待者が高齢者の保護を求めている
- ⑥虐待者が「何をしてしまうかわからない」「殺してしまうかもしれない」との訴えがある
- ⑦刃物やピンなど凶器を使った脅しや暴力がある

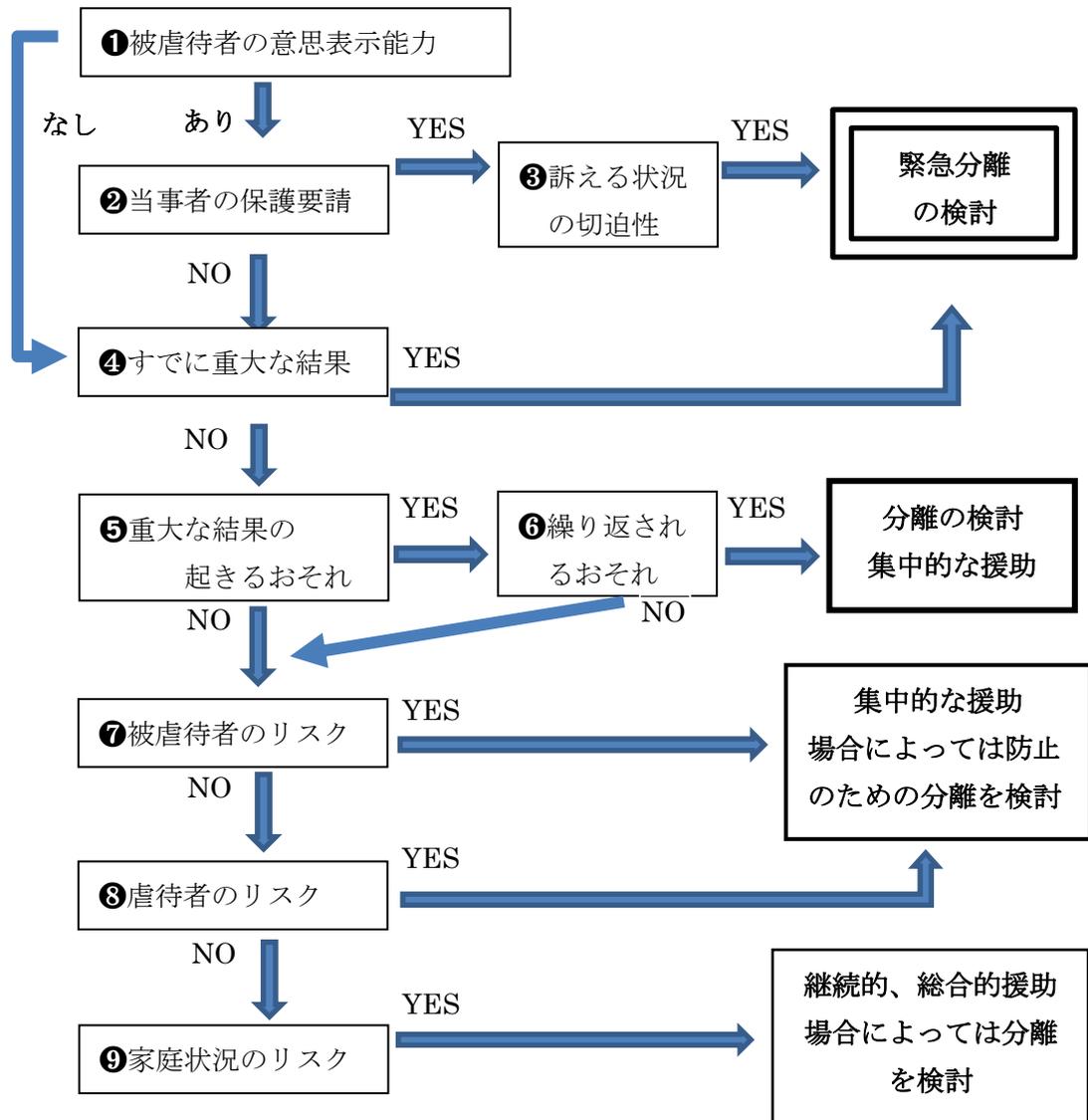
担当者ひとりの判断ではなく、地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係者が参加する「コアメンバー会議」や「個別ケース会議」を活用し判断します。

ただし、生命の危険性が高く、より状況が緊迫している時は、直ちに入院などの調整をし、後日個別事例検討会等で報告をする場合もあります。

分離の判断をする上では、被虐待者や虐待者が今後生活をどうしたいかという意思確認が重要になりますが、虐待を受け続けている被虐待者には、自己決定能力や判断力が低下していることも多いことを念頭に検討します。

次のフロー図は、一時保護の要否判断をする際の参考資料として掲載します。

《 一時保護の要否判断フロー図 》



- 図 分離・集中的援助要否判断の手順
- ①が「あり」であって②、③、④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
 - ①が「なし」であって④で「YES」の場合、緊急分離を検討
 - ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討もしくは集中的援助を実施
 - ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中援助、場合によっては一時分離を検討
 - ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要
場合によっては一時分離を検討
- (厚生労働省『児童虐待対応の手引き』を参照)

副田あけみ首都大学東京都市教養学部教授が「児童虐待対応の手引き」を参照に作成したもの
 《厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より引用》

(2) 一次分離と二次分離

高齢者虐待の対応方法として、被虐待者の生命の安全を確保するために一時的(一次分離)もしくは長期的に被虐待者と虐待者を分離(二次分離)することがあります。

安易な分離は、被虐待者と虐待者、虐待者と支援者の関係性を悪化させる要因にもなり兼ねません。しかし、一次分離は、被虐待者の生命の危険を回避することのみならず、安全な場所に保護されたことで被虐待者が本心を語ってくれる場合もあり、被虐待者の意向確認が容易となることがあります。

また、生命・身体に危険のある虐待に当面の対応策となる緊急短期入所なども同様な効果があります。これら一時的な分離は、支援者にとっては、施設入所等の長期的分離かサービス調整等を行い、在宅生活を継続するかを見極め次の方針を検討したり、被虐待者や虐待者の意思をじっくり確認するために有効であるといえるでしょう。

緊急保護を目的とする分離は、一時的な避難に過ぎず、長期的な方法ではないことを認識し、チーム全体として「長期的にどのような方針で支援するか」を想定した上で分離対応を行うべきであり、分離イコール支援終了ではありません。分離後に、これからの生活をどのように考えるかについて被虐待者、虐待者双方に面接し、長期的分離になるか、家族を再統合し在宅生活を継続するか、長期的視野をもち支援することが重要です。

(3) 長期的分離(二次分離)における他府県・他市町村との連携

分離後の被虐待者の生活の場として他都道府県、他市区町村へ転出した場合、被虐待者が安心・安全に生活できるよう、状況によっては分離先の行政職員と連携を図る必要があります。

今まで公的制度(介護保険サービスや生活保護、身体障害者手帳等を有することに伴う各種制度等)を利用して生活していたのであれば、同じように利用できるよう手続き等に関する支援が必要です。また、被虐待者と虐待者を分離した場合、虐待者が被虐待者の行方を捜すこともあり、その対策や緊急時の対応についても情報交換を含めた分離先の行政職員との連携が重要です。さらに、新しい生活を営む被虐待者を支える関係者(介護保険事業所や親族等)がいる場合、状況によってはその関係者への支援を依頼することも必要です。虐待の状況・支援経過・今後の方針によっては分離先の行政職員の相談窓口として分離先の市区町村を管轄する都道府県へも支援依頼をする場合もあります。

そこで、分離先の行政職員と連携を図る際、必ず相談窓口となる担当者を1人決めると良いでしょう。情報提供や各種相談・支援依頼をその担当者へ一本化すると、被虐待者だけでなく支援者も混乱することなく相談や連携を図ることができます。

(4) 分離における老人施設の活用

高齢者虐待の支援方法として「分離」を行った場合、分離後の被虐待者の生活の場として老人施設を活用することがありますが、被虐待者の「要介護認定の有無」「要介護度」「経済状況」によって利用できる施設が異なります。被虐待者の身体的、精神的、経済的状况等を正しくアセスメントし、被虐待者本人に適した施設を検討する必要があります。

【緊急時における老人施設の活用】

虐待事例に対応する際、被虐待者の生命の安全を確保することを最優先に考えなければなりません。そこで、「既に被虐待者の生命が危険な状態であると判断した場合」若しくは「被虐待者の生命に危険を及ぼす可能性がある場合」は、早急に被虐待者の安全が確保できる場所へと保護する必要があります。

被虐待者の現在の状況を正確にアセスメントし、「医療」が必要であると判断した場合は、入院を視野に入れた病院への搬送、「安全な生活場所」が必要であると判断した場合は、虐待者と分離し老人施設への入所やショートステイを活用して保護します。

(5) 高齢者福祉における「措置制度」の虐待ケース対応での利用

支援者は、虐待を受けている被虐待者の生命の安全を守るために、状況によっては老人施設等を活用した被虐待者の保護(虐待者との分離)が必要となり、その手段のひとつとして市長権限による「措置」があります。

通常、介護保険法によるサービス(在宅サービスや施設サービス)の利用は、介護認定を受け、利用者と施設との「契約」に基づき行われます。しかし、虐待事例によっては、被虐待者が介護が必要な状況にあるにもかかわらず介護保険の申請すら行われていない場合や、介護認定を受けていても、被虐待者が認知症高齢者等のためサービス利用契約が行えなかったり、虐待者による高齢者への経済的虐待により、サービス利用料の支払いが困難なためにサービスを利用することが出来ない場合もあります。

このような、被虐待者の状況や生命の危険性、虐待者の状況、支援者の今後の支援方針等を考えてもきわめて深刻な虐待事例であり、市長の権限でサービスの活用(特に被虐待者の保護を目的とした分離)が必要であると判断した場合は、この「措置」制度を活用します。

「措置」は介護保険法ではなく、老人福祉法の規定による市長権限であり、「やむを得ない事由による措置」と「養護老人ホームへの入所」の2つがあります。高齢者(被虐待者等)の所得状況によって、サービスの利用の全部もしくは一部が公費で提供されます。

① 虐待事例におけるやむを得ない事由による措置の利用

家族から虐待を受けているなど「やむを得ない事由」により介護保険サービスの利用が著しく困難なとき、市長権限で措置(必要なサービスを公費で提供)を行うことができます。(老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)

「やむを得ない事由」としては

(ア) 他人や家族等の虐待または無視を受けている場合

(イ) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

などを想定しています。

なお、「措置は緊急やむを得ないとき」にのみ実施されるものです。

措置によるサービスを実施後

(ア) 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待または無視の状態から脱した・・・

(イ) 成年後見制度に基づき、本人を代理する成年後見人等を活用することにより、サービス利用に関する「契約」や、介護保険の「申請」ができるようになった・・・

以上のように、緊急の事態が終わり、やむを得ない理由が消滅した時点で、通常の「契約による介護保険のサービス利用」を行うこととなります。

② 養護老人ホームへの入所(法第11条第1項第1号)

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とし、市町村が職権により入所させる施設です。

制度上は、老人福祉法に基づき市町村長の措置として入所します。

<養護老人ホームへの入所措置の要否判定>

養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会において、入所措置の基準に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行います。

ただし、養護者による高齢者虐待を受け、生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができます。

<入所措置の基準>

1 環境上の理由

- ①健康状態 …… 入院加療を要する病態でないこと。
- ②環境の状況 …… 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

2 経済的理由

生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯若しくは災害その他の事情により、生活の状況が困窮していると認められる世帯であること。

(「老人ホームへの入所措置等の指針について」

厚生労働省老健局 平成18年3月31日付 老発第0331028号より)

(6) 医療機関での入院分離と「医療ソーシャルワーカー」

衰弱や脱水に陥るほどの介護の放棄・放任行為がある場合や、外傷などで医療を必要とする場合は、「緊急入院」で分離します。入院による分離を実施するにあたり、通常、病院側で受け入れの主要なマネジメントに携わるのが「医療ソーシャルワーカー」です。

また、医療ソーシャルワーカーはその後の、二次分離や、自宅への退院を含めた様々な支援計画の立案や実施にかかわります。地域包括支援センターなどの権利擁護専門職は、医療ソーシャルワーカーと密接な連携をとりながら仕事を進めるとよいといえます。

入院分離では外傷を加えた虐待者が冷静に物事を考える機会になる場合もあります。外傷はないが十分な食事が提供されず衰弱している場合の入院分離は、「虐待者である家族を直接裁かない」という側面があり、分離後に虐待者を支援するための前段として信頼関係を構築するために有効です。

第三章 施設内虐待

1 施設内虐待が起こりうる複合的要因についての理解

施設内における養介護施設従事者による虐待については、身体拘束、暴力等の身体的虐待のほか、通帳管理に付随した金銭搾取等の経済的虐待、言葉による暴力、無視等の心理的虐待などが挙げられます。特に身体拘束については、「身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省 2001 年 3 月）」により、全国的にその廃止にむけての取り組みがなされています。

施設従事者による虐待の要因としては、まず、施設にて介護を受ける高齢者は、身体的障害あるいは認知症等の精神的障害を伴っていることが多く、施設従事者には大きな介護負担があることが考えられます。さらに、施設介護においては 24 時間の介護体制を組まねばならず、必然的に変則交代勤務、夜勤の負担が生じてきます。これらの勤務体制は身体的、精神的な疲れが溜まりやすく、特に早朝や夜間等の人員が少ない時間帯は施設従事者一人一人の介護負担が特に重くなることも考えられます。これらのことにより、施設従事者による虐待においては、施設従事者個人のスキルアップに加え、施設管理者側の労務管理システムの適切な運用と、年間研修等の体制づくりが虐待の防止に必要となります。

また、施設においては生活行為、介護体制の全てがほぼ完結して提供できる性質から、外部との接触が少なくなりがちです。このため、長い年月のうちには施設独特の方法や理論に陥ってしまったり、施設内部での改善努力が弱くなったりすることがあります。その意味で、第三者による評価を施設側から常に求め、透明性の確保をしていくことも虐待の防止として有用となってきます。

2 施設内虐待の通報受理ルート

施設内虐待を発見した者は市町村（木更津市では介護保険課）に通報することになっています。地域包括支援センターでも相談を受けています。必要に応じて、警察に通報することもできます。

また、養介護施設従事者等による施設内虐待については、その養介護施設・養介護事業に従事する者による通報義務が定められています。すなわち、養介護従事者等が、その従事する業務において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を受けたと思われる高齢者を発見したときは、当該高齢者の生命又は、身体に重大な危険が生じていない場合でも、速やかな通報義務が課されることとなります。また、通報にあたっては、それを行ったことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。

3 施設内虐待の調査

(1) 緊急性の判断

木更津市では、まず木更津市役所介護保険課が中心となり、緊急性についての判断をします。

■緊急性が高いとき

- 生命に関わるような状況が被虐待者に存在するとき
- 施設等が、虐待の存在に認識がなく、虐待防止に対応しない場合や、再発の危険性がある場合
- 施設管理者が虐待行為を推奨したり、暗黙のうちに認めたりしている場合
- 被虐待者本人が明確に保護を求めていると認められた場合

■緊急性が低いとき

- 現在、被虐待者が入院中である、あるいは虐待が行われている施設等のサービスを利用していない（外泊等で休止している）場合
- 施設等が適切に対応し、介護担当者を変更していたり、事実確認など内部調査を実施している場合

(2) 施設への説明と調査協力依頼

施設内虐待の調査については、市町村職員が中心になって調査を行います。

通報があった場合、施設長・事業所の管理者に通報があったこと、通報を受けて確認調査を開始すること、被虐待者の状況、調査の進展段階で施設関係者からの聞き取りを行うことなどを説明しておきます。

このような施設等に対する事実確認等は、当該施設の任意の協力の下に行います。関係者からの調査協力が得られない場合、特に施設、事業所が調査を拒否した場合は、その旨を県に報告し、県と連携して調査を行うこととなります。

(3) 施設長・事業所の管理者等からの事実確認

虐待の事実は確認できないが、疑われる場合は施設長・事業所の管理者等からの聞き取りを行います。被虐待者周辺からの事実確認の前に実施することもあります。

■聞き取り内容

- 虐待防止に対する管理者・職員の意識
 - 高齢者虐待防止に向けた取り組みの状況
 - 過去の虐待発生の状況及びその対応状況
 - 担当職員変更の申し出
 - 再発防止の取り組み
 - 被虐待者に対するサービスの提供状況
 - 通報等の内容にかかる事実確認、状況の説明
 - 職員の勤務体制
 - 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況
 - 嘱託医・看護師からの医療状況確認
 - 被虐待者の金銭、資産の管理状況
- 確認資料として
- 介護日誌、看護日誌、月間勤務表、カルテ、事故の記録
 - 施設・事業所で作成した各種マニュアル、入所者等の預かり金の記録等

(4) 虐待者周辺からの事実確認

訪問調査は、客観性を高めるために原則として2人以上の職員で行います。通報をうのみにせず、迅速、正確な事実確認を行い、また、被虐待者や養介護施設従事者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分注意します。

被虐待者の安全性の確保を第一に、聴取すべき関係者の範囲や職員の勤務体制に影響しないよう順番を考慮し、計画的に行います。

通報者に関する情報の取り扱いは特に注意し虐待であると判断した理由を確認します。

■聞き取り内容

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○虐待の種類や程度 | ○虐待の事実と経過 |
| ○被虐待者の安全確認の状況把握 | ○身体状況、精神状況 |
| ○サービスの利用状況 | ○医療の状況（主治医から） |
| ○被虐待者の生活状況 | ○地域住民からの聞き取り |

(5) 施設職員からの聞き取り調査

具体的な虐待者が特定されない場合は、複数の職員から事情を聞き取ります。虐待が確認された場合は、虐待者を特定しその内容を施設等の責任者へ報告することになります。

■聞き取り内容

- 虐待防止のための会議、研修の実施状況
- 虐待を早期に発見するための仕組みの有無
- 虐待が発見された場合の報告の仕組みの有無
- 過去の虐待発生の状況
- 職員による虐待の噂の有無
- 特に事故・怪我の多い高齢者
- 高齢者から恐れられている職員の有無
- 労働時間、対人関係など働きやすい職場環境であるかどうか

(6) 虐待の事実を確認した場合の対応

①被虐待者や施設等への対応方針を協議します。

養介護施設等へは、確認した結果を被虐待者や家族等に説明するよう指導します。また、虐待を未然に防げなかった原因を分析し、再発防止に努めるよう取り組んでいただくようにします。

虐待者は、該当する行為が虐待にあたることを認識しなければなりません。通報者には通報者の不利益の排除に配慮しながら事実確認した内容と対応について連絡します。

②施設等指導、再発防止指導を行います。(法第24条)

管理職及び全職員に対し虐待防止についての研修を行い、虐待が二度と起こらないよう意識を高める努力を促し、職員の資質の向上を図るよう指導します。また、利用者の表情の変化や日常生活動作の異常をいち早く見つけるための個別ケアの徹底、入浴時や着替えの際に虐待が発見された場合(疑いを含む)の報告システムや、精神的・経済的虐待を早期に発見するための取り組みを再構築するよう指導します。そのほか

- ・情報公開(行政機関への報告)
- ・苦情処理体制の構築
- ・虐待防止改善計画の作成
- ・第三者による高齢者虐待委員会の設置
- ・市による再発防止の取り組み

において適切であるかを確認します。

*指導に従わない場合

施設が指導に従わないときは、やむをえず、老人福祉法、介護保険法に基づく勧告・命令指定取消処分などの権限を行使することになります。

(7) 県への報告

事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合には、養介護施設等の所在地の都道府県に報告します。

虐待の疑いがある旨の通報を受け、事実確認を行った結果、虐待の有無が確認できなかった事例についても、県に報告します。

(8) 県が行う養介護施設従事者等による高齢者虐待の公表（法第 25 条）

市からの報告を受けて、県では毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待について公表します。

■公表内容

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置
- その他
 - ・虐待があった養介護施設等の種別
 - ・虐待を行った養介護施設従事者の職種

4 施設の取り組みとして

虐待を起こした施設や、虐待を生じうるリスクをもった施設に対する指導は必ずしも容易ではありません。そのような施設に対応するにあたり大切な視点は、やはり「虐待者への支援」です。

施設内虐待は、施設従事者のトレーニングシステムの不備、施設従事者の疲弊、透明性の不十分さなどが、その温床であることはすでに述べたとおりです。施設従事者が十分なトレーニングを受け、自信をもって高齢者に対応でき、適切な労務管理によって疲弊することなく仕事ができ、施設が外部の意見も参考にしながら常に改善を目指すようになるとき、虐待が起こりにくくなるといえるのです。

改訂履歴

改訂日
平成 25 年 3 月
平成 28 年 9 月
令和元年 8 月
令和 6 年 6 月

卷末資料

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一号

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
- 第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第五章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三 に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項 に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項 に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項 に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の四十五第一項 に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六

条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十一条第一項 の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十一条第一項第一号 若しくは第二号 の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項 の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項 第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当

該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高

齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高齢者虐待防止法の解釈

●養護者への支援

高齢者虐待防止法では、虐待されている高齢者を保護することだけでなく、虐待する側の者を支援することも目的としています。高齢者虐待の事例では、虐待者の課題が緩和・解決すると、虐待行為が少なくなることもまれではありません。その意味で、虐待者のもつ身体的・精神的障害や、社会的課題、ストレス、境遇などに目を向けることが、虐待事例に対応するに当たり、決定的に重要であるといえます。

●高齢者虐待防止法の対象者（第2条）

高齢者虐待防止法では「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています。

虐待を受けている人が65歳以上であれば全て高齢者虐待防止法の対象となります。

★65歳未満の者への虐待

64歳以下の者は本法の対象ではない、ということになりますが、若年性認知症や介護認定を受けている40歳以上の人も、地域包括支援センターに相談が寄せられ深く関わっている人もいます。当市ではこのような事例に対しても「その方の年齢を問わず、被害者を見つけ、援助する」ことが本質と考え、積極的に対応し、必要に応じて本法の仕組みを活用しています。（立入調査拒否に対する罰則等、適用できない制度はあります）

●養護者（第2条第2項）

定義：「養護者」の要件 ①「高齢者を現に養護する者」

②「養介護施設従事者等 以外の者」

高齢者虐待防止法では、「養護者」の基本的な定義を「現に養護する者」としています。在宅での虐待事例のほとんどは、家族・親族によるものですが、血縁関係のない者による虐待もあるため、高齢者虐待防止法では「養護」しているかどうか、という関係でみています。

○同居していなくても「養護者」

「養護者」は同居している者のみとは限りません。近隣に住む者が年金を管理し、高齢者本人には日々の食事代を渡すだけで、残りのお金を着服している、といった場合も高齢者虐待です。

○「養護者」でないものによる虐待

「同居人」による虐待（第2条第4項第1号ロ）

養護者でない同居人による暴行・暴言等を放置することも「高齢者虐待」です。

○親族による経済的虐待（第2条第4項第2号）

経済的虐待においては、養護者でない親族も虐待者となり得ます。

例えば、叔父が認知症になったということを知った甥が、言葉巧みに預金をかすめ取った、という事例は甥が養護者ではなくても高齢者虐待です。

高齢者虐待類型の例

区分	具体的な例
1 身体的虐待	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけどや打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。等 <p>②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。等 <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。等 <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。) 等 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。等
2 介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。等 <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。等 ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。等
3 心理的虐待	<p>脅しや屈辱的な言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。(排泄の失敗、食べこぼし等) ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子供のように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。等
4 性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。等
5 経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。等